

平成29年10月4日

◎坂本（孝）委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。（9時59分開会）

本日からの委員会は、「付託事件の審査等について」であります。

当委員会に付託された事件は、お手元の「付託事件一覧表」のとおりであります。

日程については、お配りしてある日程案によりたいと思います。

また委員長報告の取りまとめについては、10日火曜日の委員会で協議していただきたいと思っております。10日の午前10時からを予定しております。

お諮りします。

日程については、先ほどの説明のとおり行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（異議なし）

◎坂本（孝）委員長 それでは、日程に従い、付託事件の審査及び報告事項を一括議題とし、各部局の説明を受けることにします。

なお、本日はこの第一委員会室において、12時30分から決算特別委員会の組織委員会を開催いたしますので、11時45分ごろをめぐり、早目に休憩に入らせていただきたいと思っております。

《総務部》

◎坂本（孝）委員長 それでは、総務部について行います。

はじめに議案について、総務部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思っておりますので、御了承願います。

◎梶部長 総括説明に先立ちまして、職員の飲酒運転車両への同乗によります懲戒処分について御報告を申し上げます。

本年の8月13日に、中央東県税事務所の臨時的任用職員が、友人、知人の3名で飲食をした後に、飲酒していることを知っていたにもかかわらず、特に制止するような行動は取らないままに、知人が運転する友人の自家用車の助手席に同乗して、近くのコンビニエンスストアに向かっていた途中で飲酒検知をされ、高知警察署で事情聴取を受けるという事態が発生いたしました。このことから、この職員を9月22日付けで停職6日間の懲戒処分としたものでございます。

このたびの行為によりまして、公務に対する信頼を損なうこととなったことにつきまして、議会、県民の皆様に対して深くおわびを申し上げます。

申しわけございませんでした。

今回の処分を踏まえまして、今後このような事態が繰り返されることのないよう、飲酒運転の根絶につきまして、改めて全庁に通知をさせていただいたところでございます。い

ま一度職員一人一人が県職員としての自覚を新たにし、再発防止に努め、県民の皆様からの県政に対する信頼を回復するよう努めてまいります。事案の詳細につきましては、後ほど報告事項として、人事課長から御説明を申し上げます。

それでは、私から総括して説明をさせていただきます。まず今回の補正予算の概要でございます。お手元の資料のうち、総務部という青いインデックスのついた資料、表紙に総務委員会資料、議案補足説明資料と記載のある資料になりますけれども、こちらの表紙をおめくりをいただきますでしょうか。平成29年度9月補正予算編成の概要という資料でございます。

まず下の歳出の表のうち、1番下の行、総計(1)+(2)の欄の、現計予算(A)の列でございます。4,601億円余となっておりますが、こちらは、先日追加提案をし議決をいただきました、第48回衆議院議員総選挙の執行管理等に関する経費、総額6億2,000万円余りを含めた額となっております。

その右側、今回の補正額でございますけれども、総額で60億1,410万2,000円の増額補正となっております。今回の補正では、公共事業の内示増への対応や拡大再生産の好循環実現に向けた、速やかに対応すべき事業などにつきまして、予算計上をさせていただいております。

歳出の内訳でございますが、(1)経常的経費が2億1,000万円余り。(2)投資的経費が58億300万円余りで、その内訳といたしまして、普通建設事業費のうち、補助事業費が47億1,900万円余り。単独事業費が10億8,400万円余りとなっております。

上の表、財源となります歳入でございますけれども。まず中ほどの(2)特定財源が43億9,300万円余りとなっております。その内訳が国庫支出金、31億5,800万円余り。県債が10億200万円、その他が2億3,300万円余りとなっております。歳出の総額から特定財源を差し引いた額が、(1)の一般財源16億2,000万円余りとなりますけれども、この1番下その他と書いております、4億8,400万円余りが前年度からの繰越金でございます。この額を差し引きました11億3,600万円余りを財政調整基金の取り崩しで対応させていただいたものでございます。

以上、簡単ですが今回の補正予算の概要でございます。

次に、総務部関連の議案でございます。総務部からは第1号議案平成29年度高知県一般会計補正予算の所管分として、財政課から歳入補正予算を提出させていただいておりますが、詳細につきましては、後ほど担当課長に説明をさせます。

次に報告事項でございます。お手元の資料、青いインデックス、総務部、表紙が報告事項とあります資料となります。今回御報告をいたしますのが、まず文書情報課から、公文書館及び歴史的公文書制度の仕組みづくりに向けた対応状況について。人事課から、職員の懲戒処分について。財政課から、今後の財政収支の見通しについて、及び、9ページに

なりますけれども、平成28年度決算に基づく健全化判断比率等の状況について。市町村振興課から、平成28年度決算に基づく県内市町村の健全化判断比率等の状況について、及び、3ページになりますが、連携中枢都市圏構想についてでございます。なお詳細につきましては、後ほど担当課長に説明をさせます。

最後に、主な審議会等の状況について御説明をさせていただきます。おめくりをいただきまして、審議会等という赤いインデックスが貼ってある資料でございます。まず、高知県個人情報保護制度委員会でございます。今期につきましては、7月25日及び8月22日に開催いたしまして、高知県個人情報保護条例の改正に関する報告などが行われたところでございます。

次に、高知県公益認定等審議会でございますが、今期につきましては、7月27日及び9月28日に開催いたしまして、公益財団法人高知県消防協会など、4法人の変更認定申請について答申が決定されております。なお審議会の開催状況につきまして、担当課長からの説明は省略をさせていただきます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

〈財政課〉

◎坂本（孝）委員長 続いて所管課の説明を求めます。財政課の説明を求めます。

◎永淵財政課長 まず一般会計補正予算について御説明をいたします。資料ナンバー②、議案説明書の3ページをごらんください。

歳入について御説明をさせていただきます。今回の9月補正予算全体の財源として必要となります一般財源につきまして、財政調整基金繰入金11億3,636万2,000円、及び平成28年度からの繰越金、こちらが4億8,445万円の、合計16億2,081万2,000円の増額補正をお願いするというものでございます。

補正予算に関しては、以上でございます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

（なし）

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

以上で、総務部の議案を終わります。

〈文書情報課〉

◎坂本（孝）委員長 続いて、総務部から6件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

最初に、公文書館及び歴史的公文書制度の仕組みづくりに向けた対応状況について、文書情報課の説明を求めます。

◎徳橋文書情報課長 私からは、公文書館及び歴史的公文書制度の仕組みづくりに向けた対応状況につきまして御報告をさせていただきます。お手元の総務委員会資料報告事項の、

赤いインデックスで文書情報課の部分をお願いいたします。

資料の1の(1)でございますが、高知県公文書館の整備につきましては、本年3月にその具体的な整備方針といたしまして、高知県公文書館(仮称)整備基本計画を策定したところでございます。

具体的には、現在の県立図書館が建築中のオーテピアに移転した後の跡施設を活用いたしまして、平成32年度を目途に整備することとしております。現在の県立図書館は、耐震基準を満たしておりませんし、相当老朽化しておりますことから、活用に際しましては改修工事が必要でございます。このため、本年度はこの改修のための設計に取り組んでおりまして、主なものとしまして耐震壁の設置、電気機械設備の更新、多目的トイレやエレベーターの新設など、高知県ひとにやさしいまちづくり条例で定められた基準を満たす施設となりますように、現在設計を進めておるところでございます。この設計の具体的な内容につきましては、今後しかるべき時期に御報告をさせていただきたいと考えております。

次に(2)、歴史的公文書制度の整備でございますが、公文書館の整備とあわせまして、県が作成、取得した公文書の中で、県行政の推移が跡付けられる歴史資料として重要なものを歴史的公文書として選別し、公文書館へ移管を行い、適正に管理し、広く県民の皆様の利用に供する仕組み、いわゆる歴史的公文書制度を創設いたしまして、平成32年度から運用していくこととしております。

この歴史的公文書制度を実効性のある制度にしていくためには、公文書に係る統一的なルールを定めることが重要だと考えております。このため、公文書館の開館や歴史的公文書制度の創設とあわせまして、平成31年度には、公文書の管理全般を規定する新たな条例を制定する方向で、今後検討してまいりたいと考えております。

資料の中ほどでございます。この新しい条例のポイントにつきまして御説明いたします。大きく三つのポイントを考えております。

一つ目は、公文書管理全般の統一的なルールの規定でございます。県の公文書事務の運用につきましては、現在訓令でございます公文書規程により行っておりますが、歴史的公文書制度の施行に際しましては、職員が公文書を適切に作成するための公文書の定義の明確化や、公文書を適切に管理していく上でのルールの厳格化が必要と考えております。このための措置といたしまして、公文書の作成・整理・保存・移管・廃棄及び歴史的公文書の保存・利用といった、公文書のライフサイクルごとの取り扱いにつきまして、統一的なルールをこの新しい条例で規定し、公文書事務のさらなる適正化を図ってまいりたいと考えております。

二つ目といたしまして、歴史的公文書の利用請求権の保障でございます。現用公文書につきましては、高知県情報公開条例で県民の皆様に対し開示請求権を保障しておりますが、公文書館に移管されました歴史的公文書につきましても、県民の皆様にご利用請求権を保障

する方向で、新たな条例に規定してまいりたいと考えております。この利用請求権に基づき、県民の皆様から利用請求がなされ、該当する歴史的公文書の中で個人情報などが含まれている場合には、全部もしくは一部について利用制限をさせていただく場合が想定をされます。請求をされました県民の皆様が、この利用制限に対しまして不服等がある場合には、審査請求することができる権利もあわせて保障する方向で考えてまいりたいと考えております。

三つ目としまして、有識者等で構成される第三者委員会の設置でございます。先ほど御説明いたしました、審査請求があった場合や条例改正を初め公文書の適正な管理に関する重要な事項の審議をしていただくための機関として第三者委員会を設置する方向で、条例に規定してまいりたいと考えております。こうした第三者機関による審議を通じまして、県の公文書管理のさらなる透明化を図ってまいりたいと考えております。

次に、条例制定に向けたスケジュールでございます。平成29年度から30年度にかけて、既に公文書の管理に関する条例を制定している、または制定を検討している他県の状況調査を行うとともに、各行政委員会とも調整を図りながら、条例の素案づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

平成30年度からは、実効性のある条例の制定に向けまして、公文書に関する専門家や有識者で構成される検討会を設置いたしまして、慎重に議論を進めてまいりたいと考えております。こうした検討の過程で得られました知見につきましては、条例制定を待たずに、公文書事務に適時反映をしております。平成31年度にはパブリックコメントを通じまして、県民の皆様のお意見をお聞きした上で、県議会で御審議を賜りたいと考えております。

最後に、公文書管理、歴史的公文書制度につきまして、先般、知事部局の職員を対象に研修会を実施し、また各行政委員会の方々への説明会や意見交換を行ったところでございます。引き続き適正な公文書管理に努めてまいりますとともに、新たな条例の制定に着実に取り組みますことで、県政のさらなる透明化を図ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 以前にも委員会の場で言わせていただいたことがありまして、いわゆる県の行政文書を主とされてるわけですが、やはり市町村にも歴史的な文書が多々あるかと思うわけです。なかなか市町村ではそれを保管し切れない、適正管理ができないような体制のところもあるだろうと思うので、その際に県の公文書館で保管していただきたいような資料がある場合には、そういったものも把握しながら対応して欲しいというお願いもしました。それがこの条例の中に入るのかは別にして、そういった方向で今、進められつつあるのかどうかお伺いしたいと思います。

◎徳橋文書情報課長 各地域にございます貴重な資料につきましては、基本は地域で大切

に保存をして、継承をされることが1番大事かと思っています。ただ、ケースバイケースで、県でお預かりしたほうが望ましいということで、所有者の方、あるいは市町村の皆様と御相談をさせていただきながら、そこは柔軟に対応していきたいと考えております。

◎坂本（茂）委員 それともう1点は、先ほど職員への研修もされたということですが、総務委員会で県外視察に行ったときに、課長も一緒に札幌へ行きました。一つは、専門的な人材をどう確保するか。職員全体に広くあまねく研修することも必要だろうと思いますが、専門的な人材をどう育てていくかという計画も、一方であろうかと思うんですが、そこはどう対応をされてますか。

◎徳橋文書情報課長 本年7月から、非常勤職員を1名雇用しております。その職員には国立公文書館が主催する研修にも、9月に参加をさせております。1名では十分ではないという認識も持っておりまして、複数の人材を確保して、その人材に対して国立公文書館の研修であるとか、あるいは他県の公文書館での実務研修といったものを通じて、スキルアップを図ってまいりたいと考えております。

◎坂本（茂）委員 札幌で聞かせていただいたときに、そういったいわゆる非正規雇用の方が途切れると、その方が再雇用のときに戻ってきえるかという、ほかに就職先があればそっちへ行ってしまう可能性もあるということで、継続的な確保に苦慮されているお話も聞きました。そういうことのないように、十分な体制整備を図っていくようにお願いしておきたいと思います。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈人事課〉

◎坂本（孝）委員長 次に職員の懲戒処分について、人事課の説明を求めます。

◎西村人事課長 お手元の総務委員会資料、人事課のインデックスのついた報告事項の1ページをお願いいたします。部長から総括説明で申し上げましたとおり、9月22日付けで1名の職員を懲戒処分といたしましたので、懲戒処分の公表基準に沿って御報告いたします。

処分を受けた職員は、中央東県税事務所、臨時的任用職員、小松由季子、32歳でございます。

処分の事由につきまして御説明します。本年8月13日午前0時ごろから同日午前4時ごろまでの間、高知市追手筋1丁目の居酒屋におきまして、友人・知人の3名で飲食をし、本人は生ビール中ジョッキ1杯とハイボール3杯ぐらいを飲んでおります。

飲食後、高知市はりまや町3丁目のコインパーキングにとめていた友人の自家用車のところに行き、友人・知人が飲酒していることは知っていたのですが、特に制止をするような行動をとらないまま、知人が運転する友人の自家用車の助手席に同乗をしております。

そして知人が運転して近くのコンビニエンスストアまで向かう途中、誤って一方通行の道に進入しそうなだったので停車をしたところ、同日の午前5時5分ごろでございますが、パトロール中のパトカーにとめられ、飲酒しているのではないかとということで検知をされ、高知警察署で事情聴取を受けている、そういうことが判明したものでございます。

重大事故につながるおそれのある飲酒運転を制することなく同乗したことは、職員全体の名誉と信頼を損なうばかりか、県民の県政への信頼を大きく裏切るものでございまして、その責任は極めて重大でございます。

このことは職員の信用失墜行為を禁止しております、地方公務員法第33条の規定に違反するものでありますことから、懲戒処分として停職6月とすることが相当であると判断いたしました。臨時職員でございまして、雇用期間が平成29年9月30日で満了となりますことから、期間満了の日までの停職6日間の処分としたものでございます。

平成9年11月以降、飲酒運転を行った職員の処分は原則免職としておりますが、同乗した者に対する処分としましては、飲酒運転を行った者の取り扱いに準じることを基本としながら、個々の事情によって判断をしていくものとしております。

今回の事案は飲酒運転そのものではなく、車両の運転者が酒気を帯びていることを知りながら当該車両に同乗していたものでございまして、同乗した職員に対する知事部局での処分は今回が初めてとなります。

今回の事案は飲酒をして車を運転しようとした知人を制することなく同乗に至ったものでございますが、自宅に送るよう依頼をするような行為は確認できておりません。加えて、この職員のこれまでの勤務態度は良好であることなどを総合的に勘案し、停職処分とすることが適当であると判断したものでございます。

8月の13日に当該事案が発生した際には、この職員は同日中に所属長に報告をしております。今回の事案の発生から処分までにひと月余りを要してございますが、飲酒運転車両に乗り合わせた者が3名ということもございまして、この職員も何回かに分けて警察のほうで事情を聞かれている状況にございました。

私どもとしましても、そういった警察での聴取内容を本人から聞き取りながら慎重に事実確認を進めまして、飲酒運転の車両に同乗するに至った経緯を県として把握することができましたので、9月の22日に処分を行ったものでございます。

あわせて臨時的任用職員、それから非常勤職員を含む全ての職員に対しまして、同日付けで、このような行為が繰り返されることのないよう、飲酒運転の根絶について改めて通知をいたしました。この通知では飲酒運転は人命をも奪いかねない重大な事故につながる極めて危険な行為であることを認識し、これまでの通知に掲げる留意点や取り組み事例を職員一人一人が再確認をした上で、飲酒運転は絶対しないということを改めて自覚すること。飲酒運転と知りながら車両に同乗することなど、飲酒運転を容認し、または放置する

行為についても懲戒処分の対象となること。加えて、飲酒運転と知りながら、車両の運転者に対して運送することを要求し、または依頼して車両に同乗する行為については罰せられること。このほか、酒気帯びで車両を運転することとなる恐れのある者に車両を提供することや、車両を運転することとなる恐れがある者に酒類を提供し、または飲酒を勧めることも罰せられること。臨時的任用職員の採用に当たりましては、その勤務の初日に、管理職員みずからが臨時的任用職員の勤務の心得を当該職員に直接手渡すとともに、県の飲酒運転根絶の取り組みや県職員であるという自覚について、必ず説明をすることの徹底をしたところでございます。

今回のことを、単に1人の職員による不祥事として捉えることなく、県庁組織全体の問題として受けとめ、職員一人一人が飲酒運転の根絶に向けた意識を持ち続けるように、取り組んでまいります。

改めて県民の皆様におわび申し上げますとともに、全ての職員に対しまして、職員としての基本である法令遵守、それから規範意識、公務員倫理の徹底をいたしまして、県民の皆様への県政に対する信頼の回復に努めてまいります。

私からの報告は以上でございます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎西森委員 8月にこういった事件を起こして、決定がなされたのが9月22日ということで、報告が所属長にあっていたけれども、警察での取り調べ等が行われておって、処分がこの日になったという説明だったと思いますけれども、その間、この方は仕事には来ていたんですかね。

◎西村人事課長 勤務はしております。

◎西森委員 本来であれば6カ月の停職ということなんですけれども、残っている期間が6日間であったから6日間の停職と。もしこの方が、臨時的任用職員として採用になるかどうかという問題もあろうかと思っておりますけれども、来たときに、その残りの5カ月20何日はどういう扱いになるのか。

◎西村人事課長 今回の退職で期間が満了していますので、引き続き採用になったときに見るという整理にはなりません。臨時的任用職員につきまして、この者は4月1日付けで採用しておるんですけれども、臨時的任用職員の場合、2カ月ごとの更新ということになっております。4月1日に採用をして、6月1日、そして8月1日からということで期間を更新していくということになっておりまして、問題がなければ引き続き、1年間までというものでございます。今回こういう事案がございましたので、8月1日の次が9月末でございますが、当然それを更新するというにはならないということもございまして、結果として6カ月相当とは判断したんですけれども、整理上、6日間という形にとどめざるを得ないのが実情でございます。

◎西森委員 9月いっぱいまで終わっているわけですけど、例えば1年後にまた別の県の臨時的任用職員で入ってくるとした場合、もしくは、この方が職員の採用試験を受けて合格して採用になった場合はどういう扱いになるのか。残りの5カ月何日がどうなるのか。

◎梶部長 恐らく、採用試験に合格することは難しいだろうと思います。ですので、今委員がおっしゃった問題は、現実の問題点にはならないのではないかと思います。

◎西森委員 なるほど。そうすると、こういった形で事件なりを起こした方に関しては、採用はもう難しいという判断と。例えば、ちょっとこれとは外れるかもしれませんが、職員が懲戒免職になって、その懲戒免職になった職員が若くて20代とかで、また再度採用試験を受けたいといっても、受けることはできるけれども採用自体はもう難しいという捉え方にもなってくるのでしょうか。

◎梶部長 当然その懲戒免職の経歴は、我々が承知をしているところでございます。応募ができないということはないと思いますが、応募した上で、採否を決めるのは最終的に人事委員会になりますので、知事部局ではないですけれども、人事委員会にもそういった過去の処分歴についてはお伝えすることになると思います。それを踏まえて、どう判断されるか。先ほど申しあげましたように、採用になるのは難しいのではないかと思います。

◎西森委員 臨時的任用職員の場合は、なかなか全ての臨時的任用職員の情報をずっと共有しているというのも。例えば、東県税の職員でしたけれども、遠く離れた、例えば幡多土木事務所にそんな情報は共有される状況になっているのでしょうか。

◎梶部長 誰を採用するかというのではなくて、雇用するという情報は総務部で掌握をしております。これは人事課でなくて別のところなんですけれども、どの所属で何人の臨時的任用職員の任用があるかと。その上で、先ほど御指摘いただいたように、過去に懲戒処分を受けたという情報が共有されているかですけれども、私どもとしては、今回の処分の通知を全職員、全所属に行っておりますので、共有されるだろうと考えております。先ほど申しあげたように、処分を受けたことを前提に採用するかどうかを、各所属において判断されるということなんだろうと思いますし、そのような状況ですので、各所属での採用は難しいだろうと思います。

◎西森委員 わかりました。そういうことまで考えると厳しい対応で、こういうことをしているわけですから、それもある面では当たり前のことなのかなと思います。どんな方かは私も知らないですけれども、1度こういう事件を起こすと、県のそういった仕事には、もう縁がなくなってしまうという捉え方をいたしました。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈財政課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、今後の財政収支の見通しについて、財政課の説明を求めます。

◎永淵財政課長 総務部報告事項、赤いインデックスの財政課の1ページをごらんください

い。まず今後の財政収支の見通しについて、御報告を申し上げます。

財政運営におきましては、中期的な収支の動向を常に念頭に置くことが重要であるという観点から、毎年中期的な財政収支の見通しを作成をいたしまして、9月議会で御報告させていただいているものでございます。本年度も昨年度の本県の決算状況、また経済財政再生計画など国の動向も踏まえまして、平成35年度までの財政収支の見通しを作成をいたしましたので、その概要を御説明させていただきます。

下のほうの中長期推計のポイントの1にございますけれども、今回の推計では南海トラフ地震対策に要する経費につきまして、第3期行動計画をベースに、今後必要となる経費について増加を見込んでもなお、足元の財政調整的基金の残高を確保しているという状況でございます。

また上の左側のグラフにございますように、昨年推計と比較しまして財政調整的基金の残高の水準、やや下がっておりますものの、安定的な財政運営を行っていく上では一定の見通しを立てることができたというふうに考えてございます。

また、下のポイントの二つ目といたしまして、臨時財政対策債を除く県債残高につきまして全国でも低水準にあり、上段右側のグラフをごらんいただきますと、国の経済対策に呼応して県債の発行額が大幅に伸び始めました平成7年度末の残高が5,206億でございますけれども、そちらを下回る水準にございます。今後、南海トラフ地震対策を含む、喫緊の課題に対応するために必要となる投資事業の実施によりまして、一時的には県債残高が増加をいたしますものの、中期的には低減傾向を維持できるという見通しを立てることができたところでございます。

他方でポイントの3にございますように、本県は歳入に占める地方交付税などの割合が高いということでございまして、財政運営が国の動向に大きく左右をされるところでございます。したがって、今後も国の動向をしっかりと注視をして、引き続き国に対して積極的な提案を行いますとともに、施策の有効性、効率性を高めることで、事務事業のスクラップアンドビルドを徹底し、安定的な財政運営に努めていく必要があると考えているところでございます。

2ページ目以降につきましては、前提条件など、今回の試算の概要の資料をおつけしています。細かな説明は省略をさせていただきます。6ページ以降の参考資料について御説明させていただきます。

今回の推計における、南海トラフ地震対策経費の概要についてまとめたものでございます。平成28年3月に策定をいたしました第3期行動計画をベースに、所要額を網羅的に積み上げまして、平成35年度までの7年間で2,118億円の事業費を推計に反映をさせたというところでございます。

続きまして7ページをごらんください。こちら社会保障と税の一体改革の反映状況につ

いてまとめたものでございます。下の推計の概要とございますように、歳入では、地方消費税率の引き上げなどによりまして、平成25年度と比較しまして、26年度から35年度までの10年間で529億円の増を見込むと。一方で歳出につきましては社会保障関係経費、10年間で806億の増を見込んでいるところでございます。

続きまして、8ページをごらんいただきますと、今回の試算で見込みました大規模事業の一覧表をつけさせていただいておりますので、御参考にしていただければと思います。

財政収支の見通しについては、以上でございます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎加藤委員 基金残高にしろ、この県債残高にしろ、非常に工夫をされて、健全に運営をしていただいているなということがよくわかりました。一方で、この県債残高の見通しなんですけれども、御説明がありましたように、全国の中でも将来負担比率は低位にあるということですので、借金はあるけれども適切な範囲内で運営ができていくということだと思えますね。確かにこの借金が減っていくというのは非常にいいことだと思えますけれども、片や余り減らすことに固執をするのではなくて、平成32年はちょっとふえるという推計になってますけど、こういうことでいいと思えます。特に今景気も上がってきている、人手不足も進行してきているけれども、もう一息やはり賃金が上がってほしいとか、もう一息仕事をふやしていきたい状況において、県の歳出をふやしていくことは県経済にとってもいい影響も期待できます。特に金利も低い状況ですので、そういうことも勘案して柔軟にやっていただきたい。適正な借金であればぜひ、積極的に活用していただきたいと思っておりますけど、どんな御所見でしょうか。

◎永淵財政課長 委員御指摘のとおり、借金については、必ずしも低ければいいとは考えておりません。南海トラフ地震対策も含めまして、これからやっていかなければならない事業はございますので、そういったところについては当然、必要な事業をやっていくと。また借金についても、世代間の負担の平準化という意味でも、必要なものだと思っております。ただ、その借金の水準の幅が、一定の健全な水準の幅でおさまるような、財政運営を心がけていきたいと考えてございます。

◎加藤委員 繰り返しになりますけど、そんなに減らすことばかりじゃなくて、柔軟にやっていただきたいと思えます。

◎坂本（孝）委員長 この交付税の関係とか、議会でも質問もさせてもらいましたけど、減少傾向にあると。交付税というのは県税との絡みで、多くなったり少なくなったりする関係があるわけですけど。この基本的な国の考え方を変えていくことができないだろうかという思いがあるわけですよ。

例えば地震県であるとか、それから地方の非常に財政的に厳しい県であるとか、そういう状況に高知県はあるわけですから、従来どおりの交付税の配分の仕方ではなくて、そう

いう地方とか震災県に対する特別枠というか特別加算というか、そういう新たな制度をつくってもらってやっていかないとですね、本当に高知県大変になってくる。基金も貯金も減ってるわけですから。

県税を上げるというても、高知県は限界があるわけですよ。都会と違って限界がある。だからこの高知県の経済を、35年度以降もしっかり安定した形にしていくためには、国の制度を変えてもらう。地方のための特別枠の設定といったものを高知県から要望していく必要があると思いますけど、部長どうですか。

◎梶部長 マクロとミクロの観点から御説明したいと思います。マクロといいますのは、地方全体で地方交付税の額をどう決めているかという話です。ミクロというのは、そうやって確保した交付税を各団体ごとにどう配分するかという問題であります。

マクロは委員長御指摘がありましたように、地方税と交付税を足した一般財源総額が前年度の水準と同水準になるという形で運営をされております。ただし30年度までで、31年度以降は決まってないんですが、現時点では交付税と地方税足した額が、日本全国で同水準になるという決め方をしております、これは地方団体も求めているところであります。

一方でミクロの各団体ごとに配分する額の問題であります。このミクロの配分額を、それぞれの自治体が置かれた事情を踏まえて、我が県に有利になるようにということは、不断の提案活動をさせていただいております。先ほど委員長がおっしゃった特別枠というのは、恐らくマクロの話もあり得ると思っております。例えば、地方創生のための交付税が、日本全国で必要だという主張をすることによって、今1兆円のまち・ひと・しごと創生事業費という特別枠が設けられておりますけれども、それは日本全国の話です。まち・ひと・しごと創生事業費をいかに厳しいところに配分するかという。次はミクロの問題なんですけれど。例えば、人口減少率が大きいところ、それでも有効求人倍率が相対的に低いところに傾斜して配分されるような働きかけを国にしておりますし、実際そうなっているわけございまして、その特別枠の配分では比較的私どもの県は、人口1人当たりというのは有利です。

もう一つ、特定の財政事情がございまして。例えば南海トラフ地震対策であります。これについては交付税と地方債の組み合わせが必要であります。といいますのは、南海トラフ地震対策は、津波避難タワーを初めとする投資的経費を多額に要するというございまして、緊急防災・減災事業債と。これは日本全国の制度であります、特にニーズがあるのは、南海トラフ地震に対策をしなければならない本県のような県でございまして。そのような、非常に有利な交付税措置がついた地方債の創設をさせていただいて、それを継続してもらおうと。そのことが結果として、各団体に交付される交付税の配分を傾斜させることになるわけございまして。日本全国のパイが一定の中で、緊急防災・減災事業債を活用したほうが少しでもプラスになるような計算をしてくれということ、私ども国に提案を

差し上げているところでございます。そういった観点から、不断の見直しを提案させていただきます。

◎坂本（孝）委員長 ぜひ頑張ってくださいと思います。地方に目を向けた政治を我々も求めていくし、県行政のほうも国にしっかりと求めてきていただきたいと思います。質疑を終わります。

〈財政課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、平成28年度決算に基づく健全化判断比率等の状況について、財政課の説明を求めます。

◎永渕財政課長 続きまして同じ資料の9ページ、健全化判断比率についてという資料をごらんいただきますでしょうか。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づきまして、平成28年度決算に基づきます健全化判断比率と資金不足比率の状況について御報告を申し上げます。平成28年度決算に基づく各指標を算定をいたしました結果、いずれの指標についても早期健全化基準を下回るなどの結果となっております。

一つ目でございますが、実質赤字比率。こちらにつきましては一般会計等を対象とした、実質赤字の標準財政規模に対する比率でございますけれども、一般会計がおよそ10億円の黒字であったということで該当なしとなっております。

二つ目②でございますけれども、連結実質赤字比率。こちら一般会計等に公営企業会計を加えた全ての会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率でございますけれども。一般会計等の黒字に加えて、公営企業会計がおよそ82億円の資金剰余があったということから、こちらも該当なしということでございます。

三つ目、実質公債費比率でございます。一般会計等が負担をする地方債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に占める割合を示す比率でございますけれども、10.2%となっております。平成28年度は地方債の元利償還金が減少したということなどによりまして、前年度から0.6ポイント改善をしたところでございます。

次に、10ページをお開きください。④将来負担比率でございます。こちらは一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模に占める割合でございます。平成28年度は161.3%となりまして、職員数の減に伴い退職手当の負担見込み額が減少したものの、地方債残高が増加をしたということなどによりまして、前年度から6.4ポイント増加をしたというところでございます。

次に、その下の資金不足比率については、資金不足を生じた公営企業がないということで該当なしとなっております。

説明は以上でございます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

(なし)

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈市町村振興課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、平成28年度決算に基づく県内市町村の健全化判断比率及び資金不足比率の状況について、市町村振興課の説明を求めます。

◎神田市町村振興課長 平成28年度決算に基づく県内市町村の健全化判断比率及び資金不足比率の速報値につきまして御報告をいたします。報告事項の赤いインデックス、市町村振興課の資料の1ページをお願いいたします。

まず、概要でございますけれども。健全化判断比率の四つの指標につきまして、早期健全化基準や財政再生基準以上となっている団体は、昨年度と同様でございますが、該当がございません。また、県内市町村が経営する公営企業の会計で、経営健全化基準以上の資金不足比率となっている会計は、こちらも昨年度と同様、高知市の国民宿舎運営事業特別会計の1会計のみとなっております。

個別の指標について御説明をいたします。2番の実質赤字比率につきましては、昨年度に引き続き、実質収支が赤字の団体はございません。なお、県内市町村全体の実質収支は、約57億円の黒字となっております。

また、3の連結実質赤字比率につきましては、こちらも昨年度に引き続き、連結実質収支が赤字の団体はございません。県内市町村全体の連結実質収支は約248億円の黒字となっております。

次に、4番の実質公債費比率でございます。県内市町村の実質公債費比率の平均は10.9%でございます。昨年度より0.5ポイントの改善となっております。この要因といたしましては繰上償還や、交付税措置率の低い地方債の発行抑制を行ってきたこと、借入金利が低下したことなどによりまして、実質的な公債費が減少してきたことによるもので、近年一貫して改善傾向にございます。しかし全国平均と比較いたしますと、全国平均の6.9%に対しまして、県内市町村の平均が10.9%でございますので、依然として平均を超える水準にあることから、引き続き公債費の抑制に向けた努力が必要と考えてございます。なお実質公債費比率が18%以上である団体は、地方債の発行に県知事の許可が必要な許可団体となりますけれども、この基準に該当する市町村も県内にはございません。

続きまして、5番の将来負担比率でございます。県内市町村の将来負担比率の平均は48.5%でございます。昨年度より1.8ポイント改善をしております。この要因といたしましては、繰上償還や、新規の公債発行の抑制を行ったことによりまして、地方債現在高が減少している団体があることのほか、多くの団体で充当可能基金残高が増加していることなどが挙げられます。

次に、6の資金不足比率でございます。県内市町村の会計のうち、資金不足が生じてい

るのは、高知市の国民宿舎運営事業特別会計のみでございまして、その資金不足比率は235.2%となっております。先ほど申し上げたとおり、経営健全化基準であります20%を超えているという状況でございます。資金不足比率が経営健全化基準以上となっておりますのは、平成7年度のリニューアルオープンに伴う施設整備の起債償還額が多額であるということが主な要因となっておりますけれども、平成22年度から10年間にわたり、起債の元金相当額を一般会計から繰り入れるということとしてございまして、これにより今年度の比率が101.1ポイント改善をしております。平成31年度決算では、経営健全化基準を下回る水準にまで改善するという見通しとなっております。

次の2ページには、御参考までに市町村ごとの健全化判断比率の一覧を掲載してございます。各市町村の健全化判断比率は全体的に改善をしております。財政は総じて健全化に向かっていると考えております。

一方県内市町村においては、南海トラフ地震対策や、人口減少を克服するための地方創生、産業振興、中山間地域対策、少子化対策などの取り組みを積極的に行っているところでございます。それに伴いまして緊急防災・減災事業債や過疎債などの起債の発行がふえている団体もございまして、各指標が今後悪化傾向に転ずるといふ団体が生じる可能性もございまして、県内市町村は交付税の依存度も高く、脆弱な財政構造となっている団体も多い状況にございますので、県としましては今後も各市町村が南海トラフ地震対策や地方創生などの、さまざまな地域課題に的確に対応しつつも、健全な財政運営を行っていくことができるよう、引き続き市町村に対して助言等を行ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎野町委員 最後に課長から説明いただいた過疎債の話です。市町村の一覧があって、全体的には健全な方向にと。ただ、過疎債も含めながら使って起債がふえているので、ひょっとしたら将来にという話もありましたけれども。

実はうちの管内で、芸西村が過疎地域ではないので、過疎債が使えないということで、レンタルハウスの事業なんかも、どうしても圧縮せざるを得ないという状況があつてですね。県内にも梶原町とか、ほかにもあるのかもしれませんが、過疎債が使えない自治体がどれぐらいあるのか。一生懸命、過疎にならないように頑張つてやっている小さな自治体もたくさんあるわけなんです。そこら辺を救済する対策が国ではできないわけですが、例えば県でやっついこうといったことは考えられないのか。あるいは国に対する提言ができないのかと、よく首長からも相談をされるんですけども、そこら辺について少しお話しいただければ。

◎神田市町村振興課長 まず、過疎債が使えない非過疎団体ですが、県内の市町村で一部でございます。今お話しいただいた芸西村のほかに、日高村ですとか、佐川町、それから宿

毛市、土佐市など。あと、一部という意味では高知市の旧高知市。それから四万十市の旧中村市の部分なども非過疎という形になっております。幾つかそういった団体はございます。

非過疎団体に対する財政支援ということで申しますと、額はそんなにはないんですが、特別交付税のルール分の中に、準過疎の団体に対する財政措置というのはございます。こちらでも全部の非過疎団体ではなくて、非過疎団体のうち比較的人口の少ないところに対して措置をされる財政制度が一定ございます。

それから非過疎団体の財政運営を見てますと、過疎債は発行できないんですけども、辺地債という地方債がございまして。団体の中の一部の地域、特に中心部から外れてるような、へんぴな土地ということで辺地なわけですけども、そういったところを有している市町村に対しては、辺地債という起債が発行できる場合がございます。辺地債は、過疎債よりも交付税算入率の高い、8割の交付税算入率のある地方債ですので、日高村ですとか宿毛市などでは、そういった辺地債もできる限りは活用していると。なかなか中心部だと対象にならなかつたりしますので、自由度はどうしても下がってしまうということです。一定そういったこともしながら、財源確保はしていただいと。

ただ、確かに委員御指摘のように、過疎債が発行できる団体と比べれば不利であるという声は、芸西村を初めいただきますので、そこについては国に対しても、余りに差が大きいのではないかということは、さまざまな機会を通じて訴えていきたいと考えております。

県としましては、全ての財政負担を県で支援するというのも難しい状況がございますので、辺地債を初め、既存の資金の中で、それに近いなるべく有利なものを使えるように、助言はさせていただいておるところでございます。当面、国に対して訴えていくことのほかに、そういったことでなるべく市町村がお使いになれるように取り組んではいきたいと思っております。

◎野町委員 いろんなことで努力しながら、人口を減らさないように頑張っているところが不利益を生じているというのは、ちょっと納得できないところがありますもんですから。国に対する提言、坂本委員長が先ほど言われたことを含めて、地方の頑張っているところに不利益のないようによろしくお願いをしたい。

◎土居副委員長 関連して。先ほど課長が少し触れました高知市なんですけれども。合併した旧鏡、土佐山地区はおっしゃっていただいたように過疎債が使える。ただ、その高知市も旧の中山間地域の行川地区の5地区とか、あと蓮台とか、そういったもともと高知市であったがゆえに、過疎団体、過疎債が使えるエリアではない団体を含む地域において、同じ中山間地であるにもかかわらず、鏡、土佐山地区は過疎債が使えるけどそうでない分は使えないということで、地域活性化につながる何かをする上で、一つの財源的な格差が生じているんじゃないかという思いをずっと持ってきたんです。そういった地域では、先

ほど課長がおっしゃった地方債の一部は、高知市でも使えるような仕組みになってるんですか。

◎**神田市町村振興課長** 辺地債については一定の地区、字だったり、複数の字を合計する場合もありますけれども、そういったものが役場との距離ですとか、その他交通の便がどれだけ悪いかといった、国の省令等々で基準があるんですけれども、そういったものの合計点が一定を超えた場合には辺地と認められて、計画をつくった上で地方債を発行可能になるという仕組みであります。高知市もそういう条件を満たす地域があれば、辺地債を活用可能であるという可能性はございます。ただ、今挙げていただいた地区が、本当に辺地になっているかどうかというのは、今この場で把握をしておりますので、使えるかどうかははっきりとは申し上げられないんですが、制度上は対象にはなり得ると思います。

◎**土居副委員長** 高知市の中心部からの距離という問題になってきたら、恐らく使えないようなものではないかと推測します。そうした課題も出てきておりますので、ぜひこれから地域の均衡ある発展といった視点から、そういったことを踏まえて、目の届くような施策も国に訴えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎**坂本（孝）委員長** 質疑を終わります。

〈市町村振興課〉

◎**坂本（孝）委員長** 次に、連携中枢都市圏構想について、市町村振興課の説明を求めます。

◎**神田市町村振興課長** 続きまして、高知市を中心とした連携中枢都市圏の形成について御報告をいたします。同じ資料の3ページをごらんいただければと思います。

まず、1番のこれまでの経緯について御説明をいたします。最初に高知市長が連携中枢都市圏の形成に向けた検討を行う表明をいたしましたのは、昨年2月でございますが、この時点では周辺の19市町村で圏域を形成する構想ということでございました。しかしながら、高知市には周辺の市町村に限らず、県内全体の経済成長、行政サービスの向上を牽引していく役割が期待されますことから、県としましても高知市と協議を重ね、県内全市町村を圏域として、連携中枢都市圏の形成を目指すということといたしました。

その後はこちらにも書いてございますとおりですけれども、各市町村の皆様にも全市町村で協議を進めていくことについて御了解をいただいた上で、連携事業の御提案もいただきながら、調整、検討を進めてまいりました。県といたしましても、当課や計画推進課を中心としまして、高知市と協力して連携事業の内容の磨き上げや全体調整を行うとともに、各産業振興推進地域本部におきましては、各市町村からの提案の集約を行うなど、市町村役場とのパイプ役としての役割を果たしてまいりました。

その中で連携事業の検討や調整に時間を要しましたことから、当初、今年度から事業開始の予定であったところを1年延期しまして、平成30年度からの予定とはなりましたが、

今年度に入ってから県、高知市と各市町村の事業担当課との間で膝詰めの協議を進め、その結果、本年8月には、全市町村の首長の圏域への参加意向を確認いたしまして、9月7日開会の高知市議会におきまして、高知市長が連携中枢都市圏の形成を宣言されたという状況でございます。

なお、これまでの間、連携事業の検討等に当たっては、各分野の有識者、関係者で構成する連携中枢都市圏ビジョン懇談会を5回開催いたしまして、こうした方々の意見を伺いつつ検討を進めてまいりました。

次に、2番の連携事業の内容についてでございます。次の4ページ以降に一覧を掲載してございますので、そちらで御説明をさせていただきます。全部で18事業記載してございますけれども、主な事業について御説明をいたします。

連携中枢都市圏に求められる役割、国の要綱上は大きく三つございまして、圏域全体の経済成長の牽引、それから高知の都市機能の集積強化及び圏域全体の生活関連機能サービスの向上、三つでございます。

まずアの圏域全体の経済成長の牽引についてでございます。「No.」というところがございますけれども、2番の日曜市出展事業でございますが、こちらは、1回平均1万7,000人が訪れ、全国でも有名な日曜市に圏域市町村の出店スペースを設け、各市町村が輪番制で観光PRなどの情報発信や特産品の販売等を行うことができるようにするものでございます。

少し飛んでいただいて、6番の広域観光推進事業でございますが、こちらは、携帯電話の位置情報のビッグデータを活用し、観光客の移動軌跡の調査分析を行った上で、その結果を新たな周遊ルートの開発や、ターゲット等に応じた効果的な商品開発に活用するとともに、圏域市町村で連携して観光プロモーションを行うものでございます。

また少し飛んでいただいて、10番の二段階移住推進事業でございますが、こちらは、田舎暮らしには興味があるけれども、いきなり移住することには不安を感じてちゅうちょしている方を主なターゲットにいたしまして、まず都市部である高知市にお試しで移住していただいた上で、そこを拠点に県内をめぐって本格的な移住先の検討を行い、最終的に自分に合った場所に移住していただくという二段階移住の推進をいたしまして、圏域全体への移住・定住の促進を図る事業でございます。

具体的な取り組みとしましては、ハンドブックやポータルサイトなどを活用した二段階移住のPRのほか、一段階目の高知市でのお試し滞在に係る経費への補助や、二段階目に向けて移住希望者がスムーズに移住・定住先を探すことができるよう、各市町村のお試し滞在施設の相互利用や、相談体制の充実などに取り組むものでございます。

次のページにお移りいただいて、イの高次の都市機能の集積強化についてでございます。11番の新高知赤十字病院への支援でございますが、平成31年度開院予定の高知赤十字病院

の長期浸水エリア外への移転整備につままして、県と協調して支援を行うことで、圏域全体において平時・災害時を問わず、必要な医療サービスを受けることができる環境の整備を図るものでございます。

次に、ウの圏域全体の生活関連機能サービスの向上でございます。14番の防災リーダー育成事業でございますが、こちらは、圏域全体の防災力向上を図るため、地域で防災活動に取り組む防災リーダーを育成する事業でございます。具体的には高知市が現在開催している、防災に関する全8回の講座につままして、参加要件を高知市内在住・在勤者から圏域全体に拡大するとともに、圏域内の数カ所にサテライト会場を設置して、双方向による受講を可能とするものでございます。

少し飛んでいただいて、17番の子育て支援事業でございますが、こちらは、ファミリー・サポート・センター設置にかかる高知市のノウハウを各市町村に提供することにより、設置の推進を図るほか、援助会員の養成講習会の広域的な実施や、依頼会員の広域的な利用を推進することで、圏域全体のサービスの質の向上を図り、子育て中の家庭への支援を充実するものでございます。

最後に、3ページにお戻りいただきまして、3の今後のスケジュールについて御説明をいたします。現在、連携中枢都市圏で行う取り組み、今御紹介いたしました事業等々でございますけれども、具体的な内容等について記載をした連携中枢都市圏ビジョン案のパブリックコメントを実施しているところでございます。いただいた御意見につまましては、来月の第6回連携中枢都市圏ビジョン懇談会におきまして、対応等について議論いただいた上で、可能な限り反映をさせてまいりたいと考えております。

そして12月には、高知市と各市町村が連携中枢都市圏の形成に関する連携協約を締結することについて、各市町村議会で御審議をいただき、議決をいただきたいと考えております。また県におきましても、連携中枢都市圏の形成後において、引き続き高知市と県が連携をしてこの取り組みを推進するため、高知市との間で役割分担や推進体制について定めた連携協約を締結したいと考えておりまして、関連議案を12月の県議会に提出をしたいと考えております。

その後、来年2月の第7回ビジョン懇談会で、委員の方々にビジョンの内容について最終的な御議論をいただき、3月には正式な連携協約の締結及びビジョンの策定を行った上で、平成30年度から事業を開始していくという予定となっております。

県としましては、高知市を中心としまして、県内全市町村を圏域とする連携中枢都市圏を形成することは、人口減少の少子高齢化の中にありまして、地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県を実現するために、大変有意義なことであると考えております。今後も引き続き県と高知市との間の連携を密にしながら、連携中枢都市圏の取り組みが全国的にも高い評価をいただけるものとなるよう、また県勢浮揚に向けてよ

り効果的なものとなるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎土居副委員長 全国的にも珍しい県域全体の連携中枢都市ということで、県からも提案をされたとお聞きしていますけど、連携事業が18事業あって、県と高知市と各市町村の財政負担の議論は、今どうなっているんですか。

◎神田市町村振興課長 全体のことで申しますと、当然事業ごとにさまざまになってこようと思います。財源の問題で申しますと、交付税措置が高知市にはかなり手厚くございまして、高知市がやはり各事業の中心となってやっていくことになろうかと思えます。それに対して、周辺の市町村が当然連携をして行うということになりますので、それに対する財政措置も特別交付税で各市町村に一定ございますので、そういったものを財源にそれぞれの取り組みを行っていくことになろうかと思えます。

具体例で申し上げれば、日曜市出店事業でございましたら、当然日曜市の出店スペースを確保するといったことに関しましては、やはり高知市が中心になって行くと。それに対して、各市町村の出店スペースにどういったものを置いて、またどういったPRを行っていくのかは、各市町村で御検討いただくことになろうかと思えますので、それに伴う財政負担も含め、各市町村で対応していくことになろうかと思えます。こういったことを、事業ごとに整理をしておりますので、それに基づいて対応していくことになろうかと思えます。

◎土居副委員長 18事業ありますけど、県の持ち出しというか負担というのは、トータルでどれぐらいの見積もり、見通しをされてるんですか。

◎神田市町村振興課長 この18事業に関しましては、各市町村が連携して行う事業になってございますので、県の取り組みではないということになります。これに伴って、直ちに県の財政負担が発生することはないことになります。ただ、圏域が県全体になり、県全体で各市町村が行っていく取り組みでありますので、県の今まで行っている事業、それからこれから行っていく事業とは当然密接に連携、足並みをそろえて進めていかなければならないと思っております。各事業の検討に当たっては、こういった事業がどういう形で行われているかというのを考慮した上で、県としてやはり担っていくべきことがあれば、それは県として行っていくことになろうかと思えます。

◎坂本（茂）委員 関連して。個別になって申しわけないんですけども、例えばこの18事業のうちの14の防災リーダー育成事業は、高知市がやってるものを県下の市町村のサテライト会場でも受け入れるようにしていこうと。一方で県は県で、防災士の養成講座を各ブロックに分けてやっていますよね。この高知市のを受けたら防災士資格の取得もできるんですけども、そしたら県がやっていることを撤退するというかですね。さっきのお話

ですと、県がこれまでやっていたことは引き続きやっていくということなんですけれども、高知市がやっていることを、県下全部の市町村が受け入れるようになれば、県はもうやらなくていいと考え出すと、私はぱっと思ったりしたんですよね。それを、やっぱり高知市がやっているカリキュラムというのは、県がやっているカリキュラムとも違うでしょうし。それぞれに特性のある、特色を生かしたことを、より両面で充実させていこうという視点に立つのか。だんだん県はシフトして行って、高知市に任せてしまおうみたいなのところが出てきたりするのかな。これ一つ見ただけでちょっと感じたもんですから、その辺のスタンスを、お聞きしておきたいんですが。

◎梶部長 スタンスなんで、私からお答えします。委員の御指摘のような御質問を、多くの方からお受けをします。私どもがお伝えをしているのは、県がやっていることは、よりこれで効果が増すことになるんだという言い方をさせていただいております。当然、今委員が御指摘になったような重複があってははいけませんので。危機管理部は今回、高知市がこの防災リーダー育成事業をやろうと、その中身についても承知をしております。県のそれぞれのカウンターパートの所属を決めておりますので、そこは内容を承知しているということになります。この防災リーダー養成事業で県の事業をどう見直すかというのは、今、私は承知してないんですが、考え方としては、例えば高知市のやっているカリキュラムと、我々がやっているカリキュラムをかえるということもありましょうし、我々がやっている地域ごとの会場を、高知市がサテライトを構えてやる場所と同じようにはしないと。ですから、受講生が同じになるようなことはしないということもできるでしょうし。いずれにしても、高知市がやるから、県の仕事をやめてしまうとか、縮小してしまうということではなくて。今やっていることを高知市がおやりになることで、県の仕事はさらにその効果が増すような形で、必ずプラスの効果を生むような形で実施をしたいと考えております。基本的な考え方としてはそういうことです。

◎加藤委員 この連携中枢都市圏というのは、どういうことを目指してやっているものなんでしょうか。

◎神田市町村振興課長 全体として申し上げれば、圏域は県下全体ですけれども、経済成長をこの取り組みを通じて図っていくと。かつ、都市機能の集積というのもございますけれども、生活関連機能サービスの向上もあわせて図っていくと。最終的な目標としましては、圏域全体で経済成長、また行政サービスの機能の向上を図ることによって、人口流出の防止、さらに言えば、これから人口をふやしていくことにつなげていくということが、最終的な目標になるのだらうと思います。

◎加藤委員 幡多で定住自立圏構想をやっています、今もあると思いますけど、これとの関係は、どんなになりますか。

◎神田市町村振興課長 幡多の定住自立圏、あと定住自立圏は県内では、高知市を中心と

して香南市とか、南国市とか、香美市とかが入っているものも、もう一つあったわけですが、こっちに統合していくことは制度上は可能というか、カバーしていることを連携中枢都市圏、圏域全体でやろうとすることも一定可能であると思います。実際、高知市を中心とした定住自立圏については、発展的な解消をしていく格好になっています。ただ、幡多の定住自立圏については、幡多地域だけを圏域として、幡多地域に特化した取り組みを今後もやっていくということですので、圏域としては残していくと聞いております。どちらかという定住自立圏のほうが、本当の日常生活のサービス、ここで言うところのウの部分に、よりウエートが大きい仕組みになってございます。こういったところを、特に重点的に力を入れてやっていくことになるんだろうと聞いております。

◎加藤委員 その定住自立圏構想との関連は、どんなになりますか。

◎神田市町村振興課長 関連という意味では、直接的に定住自立圏構想と、この連携中枢都市圏は関連している制度になっているわけではないので、そういう意味では関連はないと言えないです。ただ、やろうとしていること、住民サービスを向上させようとか、それを市町村が連携をした形で事業を行っていくことについては、非常に似通っておりますので、最後は、圏域の市町村がどう整理をするかになってこようかと思っておりますけれども、うまく役割分担をさせてやっていくことになるんだろうと思います。

◎加藤委員 高知市を中心として、全県下の市町村で連携をしてということでしたら、高知県がまとまってやろうよということなんだと思うんです。一方で、連携をしていこうとしたときに、連携していこうという制度の中でやっていくんだと思うんですけど、距離が遠くなれば遠くなるほど、高知市と近いところと、例えば宿毛市とか室戸市とかになると、連携の仕方も変わってくるんじゃないかと思うんです。そのあたりは何か整理がされているもんなんでしょうか。どんなに考えたらいいんでしょうか。

◎神田市町村振興課長 確かに距離によって連携が難しくなってくる分野というのは、この18事業、とりあえず今やろうとしている事業だけですけれども、今後も当然いろんな事業の新規、改廃というのはあろうかと思っておりますので、そういったことも踏まえればあり得ると思います。そこについては、圏域全体、全市町村がこの圏域には参加していただきませけれども、全事業に全市町村が同じかわり方をする必要はない仕組みであろうと考えております。個別の事業に関して、事業の性質の中で、連携をすることが効果的でないということであれば、各市町村が参加しないこともあり得るのかなとは思っております。

◎加藤委員 各市町村の御理解をいただきながらやっているということだと思っておりますけれど、遠方の市町村から距離的に遠いことに関しての御意見は、何かありますか。

◎神田市町村振興課長 確かにあります。どこまで各事業が、各市町村に対してメリットをもたらすかはさまざまだと思いますけれど、例えば日曜市の出店事業で申し上げれば、日曜市は高知市でやっておりますので、スペースを設けて出店をすれば、各市町村

から誰か人が来なきゃいけないと。それに対して毎週来るのはなかなか大変だとか、そういった声も聞かれます。当然距離的な問題で、なかなか近くの市町村と同じようにはいかない市町村が一定出てくるというのは、声としては聞かれるところでございます。

◎加藤委員 何というかこう、ぼやっとしている感じもするので、行政的には、これは非常にいい仕組みだと思うんです。確かに高知県の経済を高知市中心に引っ張っていく機能はそのとおりだと思うんですけど、生活者目線から見たときに、高知市と私の生活圏なんかは、2時間半ぐらいかけて通っていると、連携中枢都市圏と言われても日ごろあんまり接点がないんですよ。議会がありますから、高知市に来る機会もありますけど、普通に生活してたら高知市に来ることなんて、月に1回あればいいほうぐらいです。そういう行政的な機能としての仕組みと、生活者からして高知市を中心に全市町村が連携と言われたときに、ちょっと乖離を感じることもあるのかなと思ってこれを見ているんです。何かぼやっとしているんで、何とも言いづらいんですけど。

◎梶部長 恐らく高知市が、初め19市町村でやりますとおっしゃったのは、今委員が御指摘のように、遠いところと連携するのは高知市にとってちょっと想像が難しいし、遠い市町村の皆さんから見ても、高知市との連携は難しいんじゃないかという発想から、19とおっしゃったと思うんです。

確かに連携する事業の中には、距離的な制約があるものもあると思うんです。例えば県下全域で移住をふやそうというときに、二段階移住で高知市に一度来ていただいた方が、第二段階先として県内市町村に移住をすることを考えたときに、今御指摘ありました幡多と室戸では、二段階移住の二段階先にはしませんという政策を高知市がやるのがいいのかどうか、というのが県としての立場なわけです。

県としては、高知市が連携中枢都市圏構想という枠組みを使って、県内の市町村を牽引していこうとされるのであれば、その取り組みの中には、距離の制約が少ないもの、限りなくゼロのものもあるはずでして、そういった取り組みを高知市から離れているところで仮にやらないとすると、ますます高知市周辺と、高知市から距離が遠いところとの格差が生じるのではないかと懸念をし、高知市に協議を申し入れ、今に至っております。

委員御指摘のように、実感として連携が難しい分野もあろうかと思えますけれども、そうでない分野もあると思います。課長が申し上げたように、全事業について同じような連携を全市町村でやらなきゃいけないということではありません。どちらかといえば、連携しやすい、ウインウインの関係になる、すなわち幡多の皆さん、距離的に離れているところの皆さんが、これは我が市町村にとって得になることだと判断をしていただいて、連携する事業を選んでいただくということなんだろうと思うんです。

実際そういった話を去年させていただくと、首長の皆さんは、近いところよりも遠いところのほうがこの連携中枢都市圏構想を活用したいという御意見はありました。何でやり

たいということは、当時はなかったですけど、施策としてこういうことに取り組みたいというのは、むしろ遠いところからあったと私は認識をしています。

◎坂本（茂）委員 高知市に対しては手厚い交付税措置があるというお話があったんですけども、例えば、先ほど言われていた当初の19市町村との連携と、全市町村になった場合、どれだけ交付税措置も変わってくるのか。その辺はどう見たらいいんでしょうか。あと、連携する市町村に対する措置はどうなっているのか。

◎神田市町村振興課長 交付税措置ですけども、中心市となります高知市に入る交付税措置は、圏域全体の市町村の人口によって変わってきますので、県全体を圏域とした場合のほうが大きくなるということでございます。19市町村の場合幾らだったかは承知しておりませんので、幾らふえたかは申し上げられないんですけども、ふえていることになりうかと思えます。

一方、周辺の参加する側の市町村につきましては、1団体当たり特交措置1,500万円。団体にとってみれば、何団体入ってこようが自分の上限額は変わることはないです。

◎坂本（茂）委員 全市町村になってふえるのはわかりますけど、試算しているのであれば後で教えてください。

◎梶部長 詳細がまだ決まってないと思えます。といいますのは、全県下でやるというのはほかの例がないので、交付税算定がどうなるのか一部わからないところがあります。物すごいざっくりで申し上げますと、19と全県下の違いは、1,000万円から4,000万円の間にぐらいじゃないかという感でしか、現時点ではお答えできないところです。

◎西森委員 この18事業で連携協約を結ぶわけですけども、これが今後、さまざまな連携、もっとこういう事業でもできますよねということが見え出してきたときに、新たな事業として展開されて、また協約の結び直しみたいなことをして進むことが可能なのかどうかを教えてください。

◎神田市町村振興課長 可能だと思います。この18事業は、今のところ各市町村と、これで行きましょうという話で折り合っているものでございますので、この18事業以外の事業はできないということでもないです。この18事業も、やっていく中でいろいろ課題が出てきてやり方を変えることもあり得ると思います。ただ、具体的にどう検証して、新しい事業も含め今後どう変えていくのか、どういうやり方をするかという仕組みは、まだ今後決めていくことになりうかと思えます。そういった形で、新しい事業を追加したいということも含め、今後行っていくものなんだろうと考えております。

◎西森委員 これはいつまでやるんですかね。

◎神田市町村振興課長 特に期限はないです。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

以上で、総務部を終わります。

《会計管理局》

◎坂本（孝）委員長 続いて、会計管理局について行います。

はじめに議案について、会計管理局長の総括説明を求めます。なお、局長に対する質疑は、課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎中村会計管理者兼会計管理局長 会計管理局所管の議案につきまして、御説明いたします。総務事務センターで県有財産の取得に関する議案が1件ございます。物品購入の予定価格が7,000万円以上のものについて、財産条例第2条第1項の規定により県議会の議決をお願いするものでございます。詳細につきましては、担当課長が説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

◎坂本（孝）委員長 続いて所管課の説明を求めます。総務事務センターの説明を求めます。

◎久保総務事務センター課長 県有財産の取得に関する議案につきまして御説明をさせていただきます。資料ナンバー3、高知県議会定例会議案（条例その他）の16ページをお願いいたします。

第9号議案といたしまして、授業用パーソナルコンピューター式を8組取得することにつきまして、県議会での議決をお願いするものでございます。この議案につきましては、さらに資料ナンバー4、高知県議会定例会議案説明書（条例その他）の3ページの1番上にその説明を記載いたしておりまして、そちらで御説明をさせていただきますのでお開きください。

この議案は、中芸高等学校ほか7校に設置をいたしております、教学機器としての授業用パーソナルコンピューター式を更新するものでございます。今回は平成22年度から23年度にかけ購入しましたパソコン等を更新するものでございまして、8校合わせまして328台のパソコンと、80台の携帯端末などを、予定価格8,957万4,120円に対しまして、4,946万4,000円で高知市比島町2丁目4番33号の四国通建株式会社高知支店から購入しようとするものでございます。

なお、今回の財産の取得につきましては、一般競争入札により5月16日に公告を行いまして、7月28日には入札を実施、8月8日には仮契約を締結いたしております。このことにつきまして、高知県財産条例第2条第1項の規定により、県議会での議決をお願いするものでございます。

議案についての説明は、以上でございます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 入札の際の応札業者というのは、どれぐらいあったんですか。

◎久保総務事務センター課長 今回は2社ございました。

◎坂本（茂）委員 パソコンなどを入札する場合は、大体それぐらいの事業者の応札にな

っていますか。

◎久保総務事務センター課長 過去の実績を見ますと2、3社といったところになっております。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

以上で、会計管理局を終わります。

ここで一旦休憩いたします。再開は午後1時といたします。

(昼食のため休憩 11時35分～12時58分)

◎坂本（孝）委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

《教育委員会》

◎坂本（孝）委員長 続いて、教育委員会について行います。

はじめに、議案について教育長の総括説明を求めます。

なお、教育長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎田村教育長 議案の説明に先立ちまして、教職員の不祥事について御報告させていただきます。公立中学校教諭の女子生徒に対するみだらな行為に係る事案についてでございます。

公立中学校教諭は、平成23年8月から26年1月までの間、勤務しておりました中学校に在籍する3名の女子生徒に対し、みだらな行為等を行いました。当該教諭に対しましては、9月8日付けで免職の懲戒処分といたしました。

子供たちの尊厳を率先して守り、その成長を支援していくべき教員が、このような不祥事を起こしましたことは、本県の教育や学校に対する信頼を損なうものであり、県民の皆様の信頼を大きく裏切ることになりましたことを深くおわび申し上げます。

まことに申しわけございません。

今後は、法令遵守と綱紀粛正をなお一層徹底し、不祥事の再発防止に努めますとともに、教職員一人一人が教育公務員の職責の重さを認識し、日々高い志を持って職務に精励することで、県民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

なお、詳細につきましては、後ほど小中学校課長から説明をさせていただきます。

それでは議案の御説明をさせていただきます。9月議会に提出をしております教育委員会関係の議案は、平成29年度一般会計補正予算議案のほか、条例議案1件その他議案4件の合計5件でございます。

資料につきましては、お手元に配付されております、資料ナンバー②、高知県議会定例会議案説明書（補正予算）の73ページ、補正予算の総括表をごらんください。

教育委員会所管の補正予算は、1,734万2,000円の増額補正でございます。まず、生涯学習課につきましては、新図書館等複合施設オーテピアが、ことし12月に竣工することに伴いまして、同施設の5階部分に高知市が設置することとしております、高知みらい科学館の来年夏のオープンに向けた準備が本格化することから、今年度中に必要となる同科学館の維持管理費等の応分負担に要する経費の増額補正をお願いするものでございます。

次に、新図書館整備課につきましても、同じくオーテピアの竣工に伴い、建物の引き渡しを受けることから、県立図書館部分の今年度中の維持管理費などにつきまして、増額補正をお願いするものでございます。

続きまして74ページをお開きください。債務負担行為の補正でございます。上段の県立学校寄宿舎実施設計委託料は、病弱特別支援学校である高知江の口養護学校を高知市大原町の教育センター分館敷地に移転することに伴いまして、現在併設しております寄宿舎を高知市越前町に移転整備するとともに、同一敷地内にある盲学校寄宿舎の改修を行うため、債務負担行為をお願いするものでございます。

その下の県立学校整備事業費は、高知江の口養護学校校舎の移転整備に合わせまして、グラウンドを整備するための実施設計委託料について、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

続きまして、条例その他議案でございます。資料ナンバー④、議案説明書（条例その他）の2ページをお開きください。上段の高知県立図書館設置条例の一部を改正する条例議案でございます。

この条例は、来年7月24日に開館を予定しております県立図書館と、高知市立市民図書館の合築によるオーテピア高知図書館において、両図書館がそれぞれの役割と機能を果たしながら、共通する業務を一体的に実施していくため、県立図書館の管理運営に関する事項を定めるほか、その業務の一部を高知市に委託することを定めるなど、必要な改正をしようとするものでございます。

次に中段の、高知県立図書館と高知市立市民図書館の合築により整備する図書館の共通業務に係る連携協約に関する議案でございます。これはオーテピア高知図書館において、両図書館に共通する業務を連携して実施するに当たり、その基本方針と役割分担を定める連携協約を、高知市との間に締結することについて議決をお願いするものでございます。

次に下段の、高知県と高知市との間の高知県立図書館に係る事務の委託に関する議案でございます。これはオーテピア高知図書館において、高知市が一元的に実施することで、業務の効率化、合理化を図ることのできる県の業務を、市に委託することについて議決をお願いするものでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。下段の、高吾地域拠点校体育館等新築主体工事請負契約の締結に関する議案でございます。これは須崎総合高等学校の平成31年4月開校

に向けて、現在の須崎工業高等学校の敷地に、新たな体育館等を建設するための請負契約を締結することについて、議決をお願いするものでございます。

次のページをお願いします。上段の、新図書館等複合施設建築主体工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案でございます。これは本年12月15日を完成期限として施行中の、新図書館等複合施設建築主体工事につきまして、当初別工事で行う予定であった工事を追加することなどに伴いまして、契約金額を変更する必要が生じたので、当該建築主体工事の請負契約の一部を変更する契約を締結することについて、議決をお願いするものでございます。

各議案の詳細につきましては、後ほど担当課から説明させていただきます。

次に、報告事項でございますが、冒頭に御報告いたしました教職員の不祥事のほかに5件ございます。まず平成29年度全国学力・学習状況調査結果の概要についてでございます。本年4月に実施されました全国学力・学習状況調査の結果が、8月末に公表されましたことから、その内容につきまして小中学校課長から御説明をさせていただきます。

次に、高知市学校給食センターから県立高知南中学校への給食配送についてでございます。平成30年4月に開校する県立高知国際中学校に、高知市が整備を進めている高知市学校給食センターから給食を配送することに関連しまして、6月議会総務委員会で要請いただいた高知市への申し入れの結果を踏まえた対応方針につきまして、高等学校課から御説明をさせていただきます。

次に、県立学校統合校の校歌・校章・制服についてでございます。県立高等学校再編振興計画に基づく統合により開校する高知国際中学校・高等学校と、須崎総合高等学校の校歌・校章・制服の決定の方針と、これまでの検討状況について高等学校課から御説明させていただきます。

次に、県立高等学校再編振興計画「後期実施計画」の策定についてでございます。平成26年10月に策定しました県立高等学校再編振興計画において、平成31年度から35年度までの後期実施計画を、前期実施計画の実施期間中の適切な時期に定めるとしておりまして、その策定に向けた今後のスケジュールにつきまして、高等学校課から説明をさせていただきます。

次に、高知県いじめ防止基本方針の改定についてでございます。本年3月に国のいじめ防止等のための基本的な方針が改定されたことから、その内容を参酌するとともに、高知県いじめ問題対策連絡協議会での協議を踏まえまして検討いたしました、高知県いじめ防止基本方針の改定案につきまして、人権教育課課長から説明させていただきます。

最後に、本年度の主な審議会などにつきまして、開催状況を御説明させていただきます。審議会等と赤いインデックスのつきました資料をごらんください。

上から2段目、高知県教員育成協議会は、教育公務員特例法に基づきまして、高知県内

の公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の校長及び教員の資質の向上に関して協議を行うため、今年7月に設置をいたしまして、その第1回目を7月に、2回目を9月に開催いたしております。このほか、第2期高知県教育振興基本計画推進会議、高知県社会教育委員会を7月と9月に、高知県立図書館協議会を7月に、高知県文化財保護審議会を9月に、高知県いじめ問題調査委員会を7月、8月、9月にそれぞれ開催いたしております。各審議会の審議項目等につきましては資料のとおりでございます。今後も審議の経過や結果につきましては、適宜委員の皆様にご報告をさせていただきます。私からの総括説明は以上でございます。

〈高等学校課〉

◎坂本（孝）委員長 続いて所管課の説明を求めます。

最初に、高等学校課の説明を求めます。

◎山岡高等学校課企画監兼再編振興室長 第13号議案の高吾地域拠点校体育館等新築主体工事請負契約の締結に関する議案について御説明いたします。議案説明資料の高等学校課の赤のインデックス、1ページ目のポンチ絵をごらんください。高吾地域拠点校体育館等新築主体工事につきましては、資料の左側の議案の概要にありますように、須崎工業高等学校と須崎高等学校が統合し、須崎総合高等学校が平成31年4月に開校するため、現在の須崎工業高等学校の敷地に新たな体育館を整備するものです。

新たな体育館は、グラウンドと書かれております下の部分、新体育館と点線で囲まれたところでございます。統合により、生徒数が定員ベースで現在の須崎工業高等学校の440人から全日制720人、定時制も含めると880人となり、現在の体育館のままでは手狭となるためです。

契約方法は一般競争入札により行い、初回入札に9社参加し予定価格に対しまして93.03%の7億7,528万8,800円で落札し、7月14日に仮契約を締結しております。契約の相手方は三宝・アーキテック特定建設工事共同企業体で、いわゆるJVとなっています。

工期は、予定では10月から約12カ月間で、高等学校が開校する平成31年4月の前年の10月には新体育館の建築が完了する予定です。

延床面積は2,460.25平方メートル。地上2階で、一部鉄骨の鉄筋コンクリートづくりとなっております。予算の概要としましては、新体育館の建築のほか基本設計、実施設計などを含めると、予算全体で11億5,594万2,000円となります。

次に、資料の右側の事業の概要について御説明します。新体育館はグラウンドの南側で、部室棟とプールの上に建築します。旧体育館、部室、プールとともにスポーツゾーンを形成します。新体育館の特徴は、体育館に必要な高さとして12メートルを確保しつつ、外周部に向かって徐々に低くなる台形断面としています。競技に必要な空間をコンパクトに確保することで、外壁面積を最小限に抑えています。

また、寄棟型の屋根形状で軒を低く抑え、端部が斜めになっていますので、北側のグラウンドに対する日影の影響を最小限に抑えています。新体育館の1階はアリーナのほか、ステージ、教官室、男女の更衣室、ミーティングルーム、器具庫、男女身体障害者用のトイレを設け、2階はメンテナンスデッキとしています。

今回の新体育館建築工事は、現在着工しております新館建築工事とともに工事が完了する予定であります。工事の安全面につきましては、住民の皆様にご迷惑をおかけしないようにしますとともに、学校行事にも十分に配慮を行いながら、在校生への影響を最小限に抑えるよう努めることとしています。

説明は以上です。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

（なし）

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈特別支援教育課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、特別支援教育課の説明を求めます。

◎橋本特別支援教育課長 特別支援教育課の補正予算について、説明をさせていただきます。

資料ナンバー1、高知県議会定例会議案（補正予算）の6ページ、7ページをお開きください。あわせて総務委員会資料の赤いインデックス、特別支援教育課の病弱特別支援学校施設整備事業のポンチ絵をごらんください。

県立の病弱特別支援学校の再編振興につきましては、児童生徒の実態の変化や南海トラフ地震に対応するため、高知市北本町の高知赤十字病院北隣にあります、高知江の口養護学校を、高知市大原町の県教育センター分館の敷地に移転整備することとし、現在新築する校舎の基本設計を行っているところです。

この校舎の新築移転にあわせて、現在の校舎に併設しております寄宿舎を、高知市越前町の自活訓練棟の敷地に移転整備するとともに、同一敷地内にある県立盲学校寄宿舎に、二つの寄宿舎が共用するスペースを設けるための改修及び盲学校寄宿舎の老朽化対策やバリアフリー化を行うこととしています。

資料の下段にありますように、病弱特別支援学校の寄宿舎整備に当たっては、近隣に救急対応可能な医療機関があり、津波による長期浸水地域でないなど安全で安心な生活を保障すること。加えて、プライバシーや自己決定を尊重しながら、二つの寄宿舎の児童生徒が交流する機会を設けることで相互理解を図り、社会性を培うなど、児童生徒の自立と社会参加を目指し、グループホーム的な機能を有する寄宿舎として整備することとしています。

図の中ほどにありますように、二つの寄宿舎を渡り廊下でつなぎ、病弱特別支援学校寄

宿舎は木造2階建てで、児童生徒が使用する舎室や指導員室、トイレや簡易な浴室などを設け、食堂や厨房、通常の浴室、交流スペースは、盲学校寄宿舍内の施設を使用します。

盲学校寄宿舍につきましては、既存建物にスプリンクラーの設置による安全対策、段差解消やエレベーター設置などのバリアフリー化、老朽化している設備の更新などの改修を行う予定で、両寄宿舍の整備に係る総事業費は3.9億円を見込んでおります。

資料右下のスケジュールにありますように、平成33年4月の校舎の移転開校に間に合うよう寄宿舍の整備を進めるため、今後できるだけ早い時期に実施設計に入る必要があること。また実施設計には9カ月程度を要することから、今回の補正予算でこの二つの寄宿舍整備の実実施設計委託業務に係る経費1,890万8,000円を、債務負担でお願いするものでございます。

次に、学校グラウンドの整備についてです。同じ資料の下段の右側にありますように、大原町の学校敷地内に面積が約1,900平方メートルのグラウンドを整備することとしております。グラウンドの実実施設計につきましては、大原町の敷地全体として雨水処理のための側溝や配管の設置等を検討するため、校舎の実実施設計と並行して行う必要があります。また設計期間に6カ月程度を要する見込みであることから、契約期間は平成30年度を含むこととなりますので、今年度当初予算で債務負担をお認めいただいている、県立学校整備事業費7,314万5,000円に、今回のグラウンド設計委託料361万5,000円を加えまして、7,676万円に増額することをお願いするものでございます。説明は以上です。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎吉良委員 この自活訓練棟の機能を、どのように残すことになっているんですか。

◎橋本特別支援教育課長 自活訓練の機能に関しましては、盲学校のれいめい寮の寄宿舍の3階部分の舎室もあわせて改修することとしております。そちらのほうを自活訓練にも使える部屋ということで確保をしまして、盲学校の寄宿舍生とは動線を分けるよう直接3階に行けるように、エレベーターの設置をすることにしております。

◎吉良委員 受け入れる施設のキャパシティというか、途中、障害の方なんかを含めて対応できるような、機能の充実と強化は図られると考えてよろしいですか。

◎橋本特別支援教育課長 この10年程度の盲学校寄宿舍の利用者数から、大体10人を上回る場所がない状況でございますので、そのあたりは十分に対応できる舎室を準備しております。

◎吉良委員 現地に行ったときに駐車場のことも含めて、それかられいめい寮そのものの広さのことも指摘がされていますので、改築、あるいは新築に当たっては、十分その要望を受け入れたものにしていただくように、なお設計に当たってお願いしておきます。

◎橋本特別支援教育課長 新しく設置をいたします病弱の寄宿舍につきましては、現在あります自活訓練棟とほぼ同じ敷地というか面積をとりますが、配置とかその他自転車置場

等といったものもありますので、敷地全体の配置についても検討しまして、駐車場でありますとか、児童生徒の通行とかには支障がないような動線を考えるなどの配慮を、設計の段階できちんと対応していきたいと思っています。

◎吉良委員 なおその設計に当たって今の盲学校、それから江の口擁護学校もそうですが、けれども、教職員の方だとか現場の声を反映する取り組みをなさってきたのかどうなのか。また具体的にどのような要望が出されているのか、あわせてお聞かせ願えればと思います。

◎橋本特別支援教育課長 双方の学校に対しましては、職員や保護者に対して、寄宿舍整備に関する説明等を直接、特別支援教育課が行った場合もありますし、学校長を通じて行った場合もあります。それから、双方の学校で寄宿舍の希望等について話し合いをさせていただいたものを、直接課のほうに提出いただいたものと、それから双方の寄宿舍の指導員と管理職が集まって話し合いをする場を夏に2回持ちました。その中で、それぞれの学校の希望とかを聞き取りながら、どういう間取りにするとか、設計にしていっていいだろうかということ、十分に御意見をお伺いしているところでございます。

◎吉良委員 引き続き現場サイドの要望なども聞きながら、設計していただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈生涯学習課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、生涯学習課の説明を求めます。

◎森生涯学習課長 当課からは、平成29年度9月補正予算議案1件について、御説明をいたします。お手元の資料ナンバー②、議案説明書（補正予算）の、75ページをお願いします。

高知みらい科学館運営費負担金、285万円を計上しております。補正予算案の内容等につきましては議案説明資料、生涯学習課の赤のインデックスがつきました、高知みらい科学館について御説明をさせていただきますので、そちらをごらんください。

高知みらい科学館につきましては、6月定例会の総務委員会におきまして、主な事業内容の検討状況を御報告させていただくとともに、運営費については、科学館の設置運営は高知市が行いますが、本県唯一の科学館として、県内全域を対象として理科教育、科学文化振興事業を実施することから、県として応分の負担を行うこととし、縣市1対1の負担割合とすることを御説明させていただきました。

それでは補正予算案の概要と、さきの高知市議会で提案され可決されております、高知みらい科学館条例の概要を御説明させていただきます。資料1ページ、高知みらい科学館条例の概要ですが、全13条からなるもので資料には主な部分を記載しております。

（1）は、科学館で行う事業の規定で、展示やプラネタリウム、理科教育など、6月に御説明をさせていただいた内容が定められております。

(2) は、開館時間及び休館日の規定です。科学館の開館時間は、午前9時から午後6時まで、祝日以外の金曜日は午前9時から午後8時までとしております。なお、祝日の金曜日や7月及び8月の土曜日につきまして、試行として午前9時から午後8時まで延長するというようにしております。

また、休館日は資料に記載のとおりでほぼ図書館と同じですが、図書館の館内整理日があります毎月第3金曜日も、科学館については開館するというようにしております。

(3) は、入館料及びプラネタリウム観覧料に関する規定です。入館料につきましては無料で、プラネタリウムの観覧のみ資料に記載の金額を設定しております。ただし、障害者の方や高齢者等の方は5割削減するほか、理科学習や遠足など学校利用の場合は無料ということで設定をしております。

(4) が科学館協議会に関する規定です。科学館の運営に関し意見を述べる機関として、10人以内の外部委員で組織されます、高知みらい科学館協議会を設置するというようにしております。

資料2ページをごらんください。県の補正予算案の概要です。先ほども御説明しましたが、高知みらい科学館は本県唯一の科学館として、県内全域を対象として理科教育、科学文化振興事業を実施することから、その運営費についても県として応分の負担を行うこととし、県市1対1の負担割合としております。この考え方に基きまして、施設整備完了後の平成30年1月から、県内全域を対象としました理科学習やプラネタリウムなど、事業の準備が本格化することから、議会の議決をいただきました後、高知市と協定書を締結し、来年1月から3月末までの期間におきます維持管理や運営に関する経費を負担しようとするものでございます。

(2) の表をごらんください。予算案としましては、高知みらい科学館運営費負担金として、①施設維持管理費と②運営事業費を計上しております。①は、建物引き渡し後に発生する光熱水費や施設整備等の維持管理費で、オーテピア全体の面積から科学館の面積分を案分して算出した額ということになっております。

②は、科学館の職員の人件費や事務費でございます。高知市は来年夏の開館に向け、科学館の職員を段階的に配置する予定であり、今回は非常勤の館長、プラネタリウムの解説や投映の補助を行います、任期つき短時間勤務職員1名、展示や開館準備作業の補助を行います臨時職員2名の人件費等を計上しております。なお、参考としまして、現時点で予定しております科学館の組織体制を下に記載をしております。

また、年間を通じた事業費につきましては現在精査中でありまして、県、高知市それぞれが平成30年度当初予算案に計上する予定で、2月定例会で人員体制などとあわせて御説明をさせていただきます。

私からの説明は以上でございます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎野町委員 先般、総務委員会で北海道の旭川市科学館にも行かせていただいて、そこでいろいろ課題はあるなど感じてきたわけですが、これからオープンですので、1年目、2年目はぐっと入館者数も多いと思います。県下全域という御説明もありましたけれども、小中学校をメインとするそれぞれの教育委員会等に対して今後の利用、そういったカリキュラムは、どうしても1年前に組むわけでしょうから、そこら辺の連携がどうなっているのか。

◎森生涯学習課長 まずことしの4月に、各市町村の教育長が集まる場で、みらい科学館の概要について御説明させていただきました。その中で、理科学習の内容についても説明しまして、ことしの10月以降に利用についての調査もしますので、ぜひ利用の検討をお願いしたいとお話もさせていただいたところです。これから調査の準備をいたしまして、各市町村に利用の意向を聞いてまいりたいと考えております。

◎野町委員 当初はたくさんの子供たちも利用するんだろうと思いますが、継続的に来ていただけるような形で、また、学校だけではないでしょうけれども、計画的な利用をしていただく取り組みもお願いしたいと思います。

もう1点、今回プラネタリウムは高知県で初めてなんですか。旭川市科学館は大変立派なドイツ製のプラネタリウムを用意していました。プラネタリウムだけではないんですけども、メンテナンスの費用が恐ろしくかかるということと、それから企画展とかいろんなことをやっていくのに、毎年毎年の予算の確保が非常に難しい。それが集客とすごくリンクをしていて、来館者が減っているとお聞きをしました。これは科学館に限らず図書館も含めて、いろんなところで問題にはなるんだろうと思いますけれども、そこら辺は高知市と企画展であったり、あるいは将来のメンテナンスであったり、そういった計画は、今の段階からしっかりと打ち合わせなんかもされておられるんですか。

◎森生涯学習課長 企画展につきましては、夏場にやっていくことは決まっております、これから中身、具体は検討になってまいります。こういったメンテナンスとか、毎年毎年の企画について、県とともに前年度に話をして、その中身についても詰めていく形の協定書を結ぼうとしております。それからひと月ごとにそれぞれの事務レベルで事業の内容についても、お互い話し合いをしていくことも考えております。そうしたことを踏まえて中身、それから充実についても、毎年考えながら進めていこうということで進めております。

◎野町委員 大変立派な科学館を見てきたわけですが、その運営の難しさ、危うさをすごく感じてきたものですから、質問させていただきました。

◎吉良委員 このプラネタリウムの入館料ですが、算定の根拠と、それから学校利用等が無料というのは、要するに学校というか、その学年だとかが来たときは全員無料になるのかなのか、確認をしたいと思います。

◎森生涯学習課長 算定の根拠につきましては、まずこの設備を建てて、維持管理していくための基本的な基準単価、建築費と運営費から基づいた、平米当たりの単価等に基づいて、高知市がまず計算をしております。その中で、他県の利用の金額、四国内を見ますと一般の方で大体500円になっておりまして、それに基づいて高知市で500円を設定したと聞いております。

それから利用料の無料の部分ですが、小中高いずれも授業と、学校で利用する場合については無料で対応していただけると確認できております。

◎吉良委員 年間観覧券が3倍になっているということは、基本的には4カ月に1回内容を変えることを念頭に置いているのか。何回行ってもいいんだろうと思うんですけども、どういうことでこうなっているのか。

◎森生涯学習課長 基本的には低廉で、何度も利用していただきたいという考えはあります。ほぼ4カ月に1回ずつ、このプラネタリウムの放映の内容を、基本的にはライブの形で自分たちでつくって行って、内容も変えていくという考え方でやっております。それを4カ月ごとに更新をしていくこととなりますので、そういう意味では、年間3回違うものが見られる形にはなっておるかと思えます。

◎吉良委員 他県のプラネタリウムでも、大体そのような年間の観覧料の設定になっているということですか。

◎森生涯学習課長 観覧回数については、詳細は承知しておりませんが、四国内でこういった形で年間3回、ライブの形で、自前で内容も変えていくというのは、四国では珍しいと聞いております。

◎西森委員 みらい科学館が市の施設としてできて、その運営に関しては県も半分出して運営していきましょうということで、さっき野町委員から、旭川市でやっている科学館の話もありました。委員会で旭川に行きまして、実は高知県は高知市でつくるんですけども、その半分以上を県が出すんですと言ったら、え、そうですか、すごいですねという話もあったところです。県が運営費として半分出していくということは、ある程度県の運営に対するその思いも、きっちり反映をされていかなければならないと思っています。そういう中で、職員の皆さんは市の職員になるわけですが、先ほど課長からも協定を結んで、次の年どうやっていくのか話し合いをしながらという話もありましたけれども、その辺をしっかりとやっていってもらいたいと思います。県としての運営というか、高知市以外に対しても、しっかりと科学館の運営が反映させていけるような、半分お金出すわけですから、そこはきっちりやっていってもらいたいなと思います。

それで、このみらい科学館協議会というのは第14条にあります。これをもうちょっと詳しく、どういったメンバーが入るのか。あと、科学館の運営に関し、という言葉がありますけれども、この協議会で意見を述べられるところは、どこまでの範囲なのか、もうちょ

っと詳しく教えてもらえればと思います。

◎森生涯学習課長 メンバーの人選につきましては、高知市との話では10人以内で、半分程度は県からも御推薦いただいた方を入れていただきたいと思いますと話をしております。県としては、科学について造詣が深く、全国区で大所高所からものが言える方にぜひ入っていただきたいということで、今人選を進めているところですので、これからになります。委員がおっしゃられましたように、県としても県下全域にということと、子供や大人も含めて、コンパクトでありながら子供が広く科学に興味を持っていただける場にしていきたいと思っていますので、運営に関しても意見を述べるということで、忌憚ない御意見をいただけるものかなと。前もって枠をはめるのではなくて、そういう御意見をいただける場ですので、今の時点で枠をはめるとかというところは、特には想定しておりません。

◎西森委員 こういうところでいろんな意見が出た内容が、例えば翌年のみらい館の内容にも、しっかりと反映されるという考えでいいんですか。

◎森生涯学習課長 当然、その御意見も踏まえて、まずは先ほど言いました事務レベルの協議会のところでよく意見交換をした上で、予算の額の部分もありますけれども、その分もあわせて、協定書の中には翌年度の事業についても、協定の中で一緒に合意したものをやるとなっていますので、その中で調整をしていきたいと思っております。

◎西森委員 全県下のための科学館としても、しっかりと活用をしていってほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈新図書館整備課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、新図書館整備課の説明を求めます。

◎国則新図書館整備課長 まず、平成29年度9月補正予算議案に関しまして、御説明をいたします。お手元の資料ナンバー②、議案説明書（補正予算）の76ページをお開きください。

図書館管理運営費に1,449万2,000円を計上いたしております。補正予算の内容などにつきましては、議案説明資料、新図書館整備課のインデックスのついた、オーテピア高知図書館の概要について、で御説明をさせていただきます。

まず、資料の左上のスケジュールでございます。先ほど生涯学習課長から説明がございましたが、建物の工事が12月に竣工し、引き渡しを受けますと、施設の管理が生じてまいります。このため、建物の引き渡し後から平成30年3月末までの期間における、オーテピア高知図書館の維持管理運営に係る経費のうち、県立図書館の費用負担分として、1,449万2,000円の補正予算を計上しているものでございます。

次に、資料の右上に開館後の年間事業費、ランニングコスト（案）を記載しております。人件費を初め金額については現在、総務部と調整をしているところでございますが、オー

テピア高知図書館の年間事業費としましては、縣市合わせて11億1,300万円。うち、県負担額として6億3,800万円を見込んでおります。ことしの県立図書館の事業費が、3億6,700万円でございますので、2億7,100万円の増で、今の約1.7倍となっております。今後内容を精査しまして、開館年度となる平成30年度の予算に関しましては、2月定例会で改めて御説明をさせていただきます。

資料の下にはオーテピア高知図書館の、開館後における姿を記載させていただいております。資料の左側には施設の充実としまして、延床面積が約2.3倍に拡大されますことや、駐車場、昇降機が整備をされること。また、施設のさまざまな利活用としましては、開館時間が1時間延長されることや、祝日を開館し開館日が拡大されるほか、閲覧室や学習室が拡充されることなどを施設の概要として整理しております。

また、資料の右側にはサービス・取り組みの概要としまして、大きく四つを整理しております。まず豊富な図書館資料・情報の提供に関しましては、オーテピア高知図書館は県立図書館と市民図書館との合築による一つの図書館ですので、ポピュラーな本から専門書まで、多様で充実した図書をワンストップで提供を行っていきますこと。二つ目には、役立つ図書館として、暮らしや仕事の中でのさまざまな課題解決を支援する、課題解決支援サービスを充実・強化をしていくこと。三つ目に、県立図書館の役割として、多くの県民の方に図書館サービスを御利用いただくため、市町村立図書館等への支援の充実・強化も図ってまいります。さらには、図書館の集客力を生かし、県民の皆さんにPR・啓発する場として、企画展示など関係機関などと連携協力した取り組みも充実・強化してまいります。

先ほど御説明しましたように、維持管理費を初め、ランニングコストはふえることとなりますが、施設の充実だけでなく、開館に向け提供体制を整えまして、サービスなどの充実・強化を図ってまいります。

続きまして、条例その他議案を御説明させていただきます。資料ナンバー④、高知県議会定例会議案説明書（条例その他）の2ページの高知県立図書館設置条例の一部を改正する条例議案、その下の高知県立図書館と高知市立市民図書館の合築により整備する図書館の共通業務に係る連携協約に関する議案、それから、高知県と高知市との間の高知県立図書館に係る事務の委託に関する議案につきましては、オーテピア高知図書館に関する議案でございますので、合わせて御説明をさせていただきます。

6月の総務委員会では、縣市の共通業務を連携協約、事務の委託の制度を活用しまして、連携協約、また、県から市に委託し実施をしていくこととし、その検討状況を説明させていただきましたが、本日は改めて議案として御説明をさせていただきます。

オーテピア高知図書館の管理運営に関する連携協約・事務の委託・条例の一部改正に係る議案の概要についてをお願いいたします。

資料左上にありますように、平成30年7月24日開館予定のオーテピア高知図書館は、県立図書館と高知市民図書館の二つの組織を置き、両図書館が同じ空間に同時に存在し、エリア区分なく共同で施設を使用し、共通する業務を一体的に実施しながら運営していくこととしております。

このため、県と高知市の二つの行政主体が存在することによる矛盾が生じないように、仕組みづくりが必要となりますことから、地方自治法の連携協約と事務の委託の制度を活用し、両館が連携協働してサービスを提供していくこととしております。

まず条例議案の説明の前に、連携協約に関する議案のほうから先に御説明をさせていただきます。資料左の①、オーテピア高知図書館の共通業務に係る連携協約をごらんください。連携協約に関しましては、両図書館に共通する業務を連携して実施するに当たり、基本方針や役割分担を定めるもので、議決をいただきましたら、県市で協約を締結することとしております。

連携協約の第1条には協約締結の目的を、第2条には基本方針を規定しております。先ほど御説明いたしましたとおり、県と高知市の二つの組織での運営となりますので、県市それぞれの条例で、図書館の管理運営に関する事項を規定することになります。このため、第2条の基本方針において、休館日や開館時間など、図書館の管理運営に関する必要な事項について、県市で方向性や内容を合わせることにしております。また共通業務の実施に当たっては役割分担を明確にし、相互に連携を図るため、第3条には共通業務の内容と役割分担を規定しております。

資料にございますように、共通業務のうち事業企画・広報業務や、調整・管理・運營業務、システム管理・運營業務は県が主体となって、また窓口等での直接サービス業務は市が主体となって、県市が相互に連携しながら実施することとしております。

その下の課題解決支援サービス業務は、窓口などに関する業務は市が、窓口以外の業務は県が主体となって、相互に連携しながら実施することとしております。またその下の施設管理等の業務は、事務の委託により県から高知市に委託することとしております。

その他の主な規定につきましては、資料の下のほうに記載をしております。

続きまして、資料右側の②の高知県立図書館設置条例の一部を改正する条例につきまして御説明をさせていただきます。まず、改正のポイントをごらんください。主な改正の内容としましては、今の設置条例を設置及び管理に関する条例に改めますとともに、現在規則に規定をしている休館日や開館時間など、図書館の管理に関する事項を、高知市とレベルを合わせ条例に規定することとしております。そのほか施設の管理業務などを、高知市に委託することを規定しようとするものでございます。

条例の第1条設置には、設置の目的を規定しております。次の第2条、第3条は、先ほど連携協約の基本方針に基づきまして、県市間で事前に調整をし、書きぶりを合わせ休館

日と開館時間などを規定しております。

右側の第5条は、事務の委託を規定しております。事務の委託を行う業務としましては、高知市が一元的に実施することで業務の効率化、合理化が図れる業務で、点線の囲みの中の施設及び設備の管理やホールなどの使用の許可、使用料の徴収などのほか、開館準備や新聞とじ書架整理など専門性を要しない図書館業務でございます。なお、事務の委託は、県と高知市との規約に基づき行うことになっております。

資料右下の③、高知県と高知市との間の高知県立図書館に係る事務の委託には、事務の委託に関する規約の規定を記載しております。規約の第1条には先ほどの条例第5条と同じく、県から市に委託する事務を規定しております。また、第2条には、事務の委託の管理及び執行について、市の条例、規則などが適用されることを規定しております。

資料の右側に、※施設の使用（ホール、駐車場等）については、別紙（案）のとおりでございます。これに関しまして次の3ページ、施設の使用について（案）をお願いいたします。

オーテピア4階のホール・研修室・集会室と駐車場については、使用許可や使用料の徴収などに関する事務がございます。この事務については高知市に事務の委託をし、管理運営することにしておりますので、高知市の条例に規定し、その規定に基づき高知市に事務を行っていただくこととなります。なおこの資料の内容は、県市で協議調整し整理したものでございます。

まずホール・研修室・集会室に関しましては、施設整備に係る国との協議内容を踏まえ、近隣の類似施設も参考に、1平米当たりの単価を施設の維持管理費相当額の15.73円としております。また前後の準備時間や事務手続の簡素化を考慮し、区分使用料として料金を設定しております。

次に資料右側の駐車場ですが、1階平面駐車場に40台、地下機械式駐車場に60台、計100台を施設内に整備しております。ただ、この100台だけでは収容能力の不足が予想され、特に土日祝日には周辺道路の渋滞が考えられますので、施設周辺の民間駐車場を補完的に活用していくこととしております。

使用料に関しましては、周辺の民間駐車場や長時間利用される方の利用料などを考慮した上で、最初の1時間までを400円、最初の1時間を超え30分までごとに100円と設定をしております。なお、オーテピア各施設の利用者は、減免により最初の1時間までは無料としております。資料の中ほどに、館内の最初の1時間を超えた部分についての駐車場使用料と、周辺の民間駐車場の使用料を参考に記載をしております。

ただ、この周辺民間駐車場の利用料などに関しましては、類似の施設がないことから、オーテピアの年間予想来館者100万人をベースに、駐車利用台数などをもとに試算をしたものですが、金額も大きくなってまいりますので、当初予算に向け内容を精査していきたいと

考えております。

また今回の利用料金に関しましては、利用見込みや他県の事例などをもとに定めておりますので、今後、県市で調整して定めていく減免の取り扱いや、周辺民間駐車場の活用などについても、開館後に利用の実態などを踏まえながら、必要に応じて見直しを検討したいと考えております。

2ページの資料に戻っていただきまして、事務の委託に関しては、その他、予算・決算などの方法や県市で定期的に連絡会議を開くこと、高知市が委託事務に係る条例などを制定改廃しようとするときは、事前に県に協議することなどを規定しております。

最後に、施行期日についてでございます。まず、条例に関しましては、施行期日を規則で定める日から施行としております。これはオーテピア高知図書館の開館日が確定した後に、別途施行の日を定める規則において施行日を定めようとするものでございます。ただし、第5条の事務の委託に関しましては、施設及び設備の管理が建物の引き渡し後に始まることから、条例の公布日から施行としております。また、連携協約事務の委託につきましては、県と市が告示をした日から施行することとしており、条例の公布日に合わせ、告示することとしております。

なお、6月議会の総務委員会において御説明させていただきましたが、条例連携協約、事務の委託の議案に関しまして、議会の議決をいただきましたら、連携協約、事務の委託などにに基づき、施設の管理や費用負担割合などに関する協定書を県市で締結し、開館に向けさまざまな準備を進めていきたいと考えております。

続きまして、資料ナンバー④、条例その他議案の5ページ、新図書館等複合施設建築主体工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案を御説明させていただきます。同じく議案説明資料の4ページ、新図書館等複合施設建築主体工事の契約変更についてをお願いいたします。建築主体工事は大成・ミタニ・有生特定建設工事共同企業体と請負契約を締結し、平成29年12月15日を完成期限として施工中ですが、この請負契約につきまして約6,500万円の増額をお願いするものでございます。今回の増額の主な理由としましては、外構工事の一部として行うことにしていた側溝部分の工事を、建築主体工事として行うための変更でございます。

下のイメージ図をごらんください。㊸の側溝部分の工事の施工に必要な作業スペースに、建築主体工事で行う建物から側溝への㊹の雨水排水管工事がかかっております。当初の計画どおり㊸の側溝工事と㊹の雨水排水管工事を、別々の工事として行う場合には、㊹の雨水排水管工事が完成した後でないと、㊸の側溝工事を着手することができませんが、㊸の側溝工事を建築主体工事の中で行うことでこうして行うことができ、早く工事を完成することができます。

また①の工事を早期に完成させることで、資料の②にありますとおり、そこに隣接し側

溝との高さ調整が必要な㉔の遊歩道や、㉕の歩道の舗装工事を早く着手することが可能となりますことから、変更を行うものでございます。

なお、今回の変更により建築主体工事としては約5,300万円増となりますが、外構工事と建築主体工事との間の変更となりますので、外構工事と建築主体工事をあわせた工事費としましては増減がございません。

この側溝工事の変更のほかに、トイレの化粧鏡などを蛍光灯からLED照明に変更することや、その他現場施工による変更などによりまして、約6,550万円の増額となるものでございます。なお、変更内容の詳細につきましては、次の5ページのとおりでございます。

説明は以上でございます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎加藤委員 駐車場について、御質問をさせていただきたいと思うんですけど、先ほど利便性のことも考えて民間の駐車場も活用して、いろいろ試算をしているという御説明でした。費用についても、できるだけコストを下げようという御説明がありましたので、ぜひいろいろ知恵を絞ってやっていただきたいなと思いますが、市と合築の図書館ですので、県市の連携は非常に大事だと思うんです。例えば民間の駐車場を使うという選択肢もあると思いますし、中央公園のところに市営の駐車場がありますが、あそこもたくさんとめることができると思うんですけれども、例えば、そことの連携とかその辺の検討はいかがですか。

◎国則新図書館整備課長 市の中央公園地下駐車場がございまして、そちらのほうの料金が他の駐車場よりも安くて、200円でございます。そちらのほうの利用する台数が多くなれば、結果として駐車場の助成金に係る県の負担も小さくなるというところがございます。ただ、中央公園の地下駐車場、オーテピアから歩いて約300メートルと離れておりますので、高齢者や小さな子供を連れのお母さんなどが本を持って移動するのを考えますと、利用者への配慮が必要であるとも思います。

これから県と市で、具体の運用について当初予算に向けまして検討していくこととなりますが、例えば4階のホールがございまして、そこで行われる講演会とかセミナーといったものがございまして、そちらを使う場合は、多くの方が長時間滞在するといった場合がございますので、例えば中央公園の地下駐車場を利用してもらおうといった方法などにつきましても、今後、県と市で利用方法などについて検討を行っていきたいと思っております。

◎加藤委員 いろんな方面から検討いただければと思います。

もう一つ。図書館の隣に市の市有地がありますね。民間のお知恵も借りて、有効活用を図ってくという趣旨だと伺っていますけど、あそこは年間借地料が1,600万円。50年間を上限に借りられるという契約で、今プロポーザルの募集をしています。片や隣で駐車場が足りなくて、1年間で試算ですけど約4,800万円、民間の駐車場を借りたら経費がかかってき

ますと、こういう状況なんですね。ですので、自分の土地がなくて人のところの駐車場借りるのに約4,800万円。隣にある空き地は自分が持っているのにまだ用途決まってないけど約1,600万円と、こういうことなんです。私はその約1,600万円で貸すことがいいか悪いかは市議会で、どういう用途で使うかというのは御議論いただいているものと承知しておりますけれども、まだ何が来るか決まってないわけです。いろんな用途の案が出てくるんだと思うんですけど、例えばこの駐車場に関して、連携がとれるような可能性があるようなものになれば、ぜひ連携をとっていただきたいと思います。むしろ市に対して、協力の要請をするような可能性がないのかどうかというところも、検討する余地もあるのかなと思いますけど。そのあたりはどうお考えですか。

◎国則新図書館整備課長 市のことではございますが、きょうそういった御意見を委員の方からいただいたということにつきましては、市に伝えまして、そういったことも踏まえ、これから幅広く当初予算に向けて議論をしていきたいと思っております。

◎加藤委員 いろんな可能性で考えていただきたいと思います。この図書館つくるときに、たしか地下の自走式駐車場の予算が、6億円ぐらいだったんじゃないかと記憶していますが、年間約4,800万円であれば、10年そこそこで、この自走式の駐車場が1個できるぐらいのランニングコストになるわけですよ。そういう意味でいうと、隣の高知市の市有地が、自走式駐車場の分だけ面積使わせてもらえんろかという交渉も、今言うても遅いということはあるのかもしれませんが、例えばそういう可能性だって、市との連携の中で今後の活用が決まった時点で、できるかもしれませんね。何に使われるかわかりませんが、ランニングコストが全体的に大きくなる中で、利便性が上がって、お金を掛けてでもいい環境ができるというのはいいですけど、利便性と費用面と両にらみで、よりいいものをつくっていくということが大事だと思います。そういう意味で県市の連携、市が持っているものも、場合によっては活用の余地も考えながら、いろんな方策を練っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

◎国則新図書館整備課長 御意見をいただきましたので、そういった御意見も踏まえまして、市にも話をしまして、検討していきたいと思っております。

◎加藤委員 よろしくお願ひします。それともう1点、この民間駐車場を、例えば契約してお借りする場合ですけど、利用台数が当然想定よりもなくて、自分のところの100台で賄えたという状況にもしなれば、運営して1年か2年かたってみて、試算とちょっと違って来たということになれば、その契約を例えば解除する可能性というのも考えてらっしゃるのでしょうか。

◎国則新図書館整備課長 民間駐車場と契約する方法としまして、一つには協同組合帯屋町筋と契約する方法と、あと民間駐車場いろいろございますので、個々の駐車場と個別に契約する方法がございます。その契約の方法も含め、これから検討していくということに

なります。先ほどおっしゃられましたように、例えば平日で利用台数が少ない場合に、施設内の駐車場があいているにもかかわらず、民間駐車場が使われているといった、当初想定しているものと事業実態が乖離する場合には当然見直しも行っていないと、とっております。その契約の方法につきましても、柔軟に対応できる方法が、こういったものがあるのかといったことにつきましても、県市で検討していきたいと思えます。

◎加藤委員 不断の見直しも行っていただけるということで、ぜひそうしていただきたいと思えます。そういう意味で言うと、ランニングコストというよりも、投資的経費の意味合いのほうが強いんじゃないかと思うんです。必要なコストなのか、ただ自分のところで賄えないから、利便性を考えて政策的に行う予算かということになれば、私は政策的な予算の意味合いのほうが強いんじゃないかと思えますけど、そこはどう整理されていますか。

◎国則新図書館整備課長 平成22年当時の新図書館の基本構想検討委員会のときに、委員からも駐車場が100台ではなかなか難しいということもございましたし、23年度には、県内3カ所で図書館フォーラムという形で、県民の方からも御意見をいただきまして、そのときにもできるだけ多くの駐車場確保をというところがございます。その後、本会議や総務委員会のほうでもいろいろと議論もさせていただきました。その上で、施設内には100台、それから補完的に周辺の民間駐車場も使いながら、こられた方が駐車できないことがないように駐車場の確保というところでやってきております。ただ、非常に大きな施設で、県と市の合築による全国初めての図書館になりますので、開館前からの利用予測が非常に難しいといったところがございます。そこは開館をして、利用実態を見ながら検討もしていきたいと思っております。

◎加藤委員 よく県市で話し合ってやっていただきたいと思えます。

◎野町委員 関連で。平面駐車場ということになるんだろうと思えますけど、40台の中には大型バスの駐車場は入っているんでしょうか。

◎国則新図書館整備課長 バスにつきましては、建物の東側にバス2台分とめれるスペースは確保しております。

◎野町委員 先日行ったところも、早朝からバスが5台ぐらいとまっていたりとかいろいろありました。最近はクルーズ船とかいろんなことで、民間の駐車場がいっぱいになるという状況が常にありますので、学校の子供たちがバスで乗ってきたときに、民間の遠い駐車場を利用して集団を誘導していくとかということではなくて、そこで乗降ができるというのが基本になるべきじゃないかなと。2台は確保されているということですね。

◎坂本（茂）委員 ホール・研修室・集会室は、施設の有効活用の観点からオーテピアの各施設が利用しない時間帯に貸し出すということなんですけど、この貸し出しというのは、どれぐらい期間の前から予約を受け付けるんですか。

◎国則新図書館整備課長 どれぐらいの前から貸し出しをするのか、県市で詰めていると

ころでございます。

◎坂本（茂）委員 例えば2カ月前とかにしたときに、その後オーテピアの施設が利用したいと、こういう研修会やりたいといったとき、先に予約しているところに出て行ってくれということにもならんのかなと思ったり、そうしたら、そのときにオーテピアは、別の施設を借り上げないかんとなくなってくると効率的に果たしてどうかということもあるんで。その辺は、事前に支障を生じないような運営の仕方を考えておく必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

◎国則新図書館整備課長 委員の御指摘のとおりでございます。まずは、各オーテピアの施設が使っていないときに、ほかの団体に借りていただくということが基本でございます。事前に、ホール・研修室・集会室の三つございますので、図書館、科学館、点字図書館がどういった使い方をするかというのもございますけれども、その辺は御心配いただいたようなことが起きないようなルールをつくっていかないといけないと思っております。そうしたことも含めまして、今まさしく検討しておるところでございます。

◎坂本（茂）委員 稼働し始めたときに、電力の契約は、例えば随契でやるのか、あるいは入札でやるのか、その辺はどうですか。

◎国則新図書館整備課長 四国電力と随意契約をしてからということ。

◎坂本（茂）委員 県は、教育委員会、知事部局、警察も含めて、新電力と入札をする方法もずっとやられて、本庁は四国電力との随意契約やと思っておりますけれども、それ以外、入札したらほとんど四国電力は取れない状況がずっとここ数年続いているわけですね。それだけ契約金額に差があるわけですが、ここは四国電力と随契をせざるを得ない理由があるんですか。

◎国則新図書館整備課長 利用実態の実績がございませんので、その辺がつかめた上で、また検討させていただくということで、最初は四国電力と契約を行うところです。

◎坂本（茂）委員 その場合に、高知市も新電力と契約できる入札方法をとっているのかどうか分からないですけれども、どちらが契約するとか、こども科学館は高知市が契約してとかということにはならないと思うんですけど、どうですか。

◎国則新図書館整備課長 高知市にそういった事務については委託をして、高知市が事業者で委託を行うということになります。高知市にやっていただくことになりますので、その辺の御意見もいただいたことも踏まえ、話をしてみたいと思います。

◎坂本（茂）委員 言われるように、最初どういう状況になるかわからないということもあるかもしれませんが、一定見えてきたときには、そういうこともこれから必要やないかと思っておりますので、その辺も念頭に置いていただけたらと思います。

◎吉良委員 駐車場もそうですけれど、公共交通の連絡体制ですね。とさでん交通を含め、たくさんの方に乗って来ていただいて、あそこへ行くのに便利だということになればプラ

スにもなるし。今どういう路線ルートになっているのか。特に県立ですから、高知駅との回遊バスで、高知城歴史博物館を含めて循環していくことも考えるべきだと思うんですけども、今のバス路線とのかかわりはどう考えていらっしゃるでしょうか。

◎国則新図書館整備課長 バス会社との検討、話し合いは今できていない状況になっています。

◎吉良委員 開館が近いので、路線についてはすぐさま動きをとらないと間に合わないんじゃないかと思うんです。やっぱり最初はたくさんの県民に来ていただかないかんですし。自家用車に頼らなくても来れて、便利だということにさせていただきたいと思います。その辺よろしいですか。

◎国則新図書館整備課長 御意見いただきましたので、交通会社にもまた行きまして、情報も共有しながらやっていきたい、検討していきたいと思います。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

以上で、教育委員会の議案を終わります。

〈小中学校課〉

◎坂本（孝）委員長 続いて、教育委員会から6件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

最初に、教職員の不祥事について、小中学校課の説明を求めます。

◎長岡参事兼小中学校課長 教職員の不祥事につきまして、まず説明をさせていただきたいと思います。この総務委員会資料報告事項の、小中学校課のインデックスのところをお開きください。

この事案につきましては、3人の女子生徒にみだらな行為などを行った、高岡郡下の公立中学校の男性教諭、40歳代に対しまして、免職とする懲戒処分を行ったものでございます。

全体の概要につきまして、まず説明をさせていただきます。まず、同教諭から被害を受けた生徒は、同教諭が以前に勤めていた二つの中学校の女子生徒3名となっております。また、その期間は平成23年8月上旬から、平成26年1月下旬までの約2年半の間となっております。

行為の内容でございますが、同教諭はこの3名の女子生徒に対し、校内外においてライン等を使用して不適切なメッセージを送り、ドライブに誘い抱き締めるなどの不適切な行為を行い、うち1名の女子生徒に対して、みだらな行為を行ったものでございます。

また、本事案が発覚した経緯でございますが、平成29年8月23日に、同教諭が現在勤務する学校及び所管する市町村教育委員会に、匿名の男性から、当該の教諭は以前勤務していた学校で女子生徒と性的な関係を持っている。調査をして対応するようにとの趣旨の電話が入りまして、同日学校長が教育委員会職員立ち会いのもとに、本人に事情聴取をした

ところから発覚したものでございます。

この3名それぞれの事案について、少し説明をさせていただきます。まず一つ目の事案でございますが、対象の生徒は、同教諭が部活動の顧問をしておりまして、2年生の女子でございます。平成23年8月上旬の部活動終了後、同教諭は同生徒と話をする中でドライブに誘っております。そして午後1時ごろ、同教諭は同生徒を車に乗せ、海に向かい出かけました。そして海岸近くの道路端に車を止め、社内で同生徒の友人関係等について話をする中で、同教諭は同生徒の頭をなで体を抱き締めました。さらにキスをしようとしたのですが、これにつきまして、同生徒は拒否をしております。

次に、二つ目の事案でございます。対象生徒は、平成24年度異動した学校で同教諭が顧問を務めた部の2年生の女子でございます。同教諭は同年7月ごろから、同生徒の友人関係の悩みを聞くなど、ツイッターでやりとりをするようになりました。そして8月上旬の夕刻、同教諭はツイッターを使って郊外で会う約束をし、車で同生徒の自宅近くの駐車場に移動しました。そして自家用車内で話をしている中で、同生徒を抱き締めキスをしたものでございます。

またこの8月下旬、同教諭は部活動終了後、メールで同生徒を学校の一室に誘い出し、そこで同生徒を抱き締めキスをしております。

さらに、11月の休日及び翌平成25年4月の休日の2回、同教諭はメールで女子生徒をドライブに誘い、車で自宅に連れて行き、みだらな行為を行っております。

さらに、25年7月には、学校が終わった夕刻にメールで同生徒を誘い、郊外の駐車場にとめた自家用車内においてみだらな行為を行い、また、夏休みの8月下旬には、部活動のために登校していた同生徒を昼休みに誘い出し、校内において同様のことを行っております。

そして、三つ目の事案でございます。同教諭は平成26年1月中旬ごろ、教科の指導をしていた3年女子生徒と、ツイッターやラインでやりとりをするようになり、1月下旬の午後9時ごろに、この女子生徒に対してラインで「今度ドライブに行こう」との不適切なメッセージを送っております。しかし、同生徒はこのメールに対して返信することなく、以降、同教諭とのラインのやりとりを拒否したものでございます。

同教諭の行った行為は、子供の人権を侵害する極めて悪質なものであり、教員としてはもとより、社会人としてあってはならないものでございます。また、これらの行為は、高知県青少年保護育成条例に抵触するものであって、子供たちの尊厳を率先して守り、その成長を支援していくべき教員が、このような行為を行ったことへの社会的影響ははかり知れず、さらに、教育公務員としての社会的信用を著しく失墜させるものであります。

このため、平成29年9月8日付けで、同教諭に免職の懲戒処分を行いました。そして県教育委員会としまして、通信端末機器を利用した、教員と児童生徒との連絡等については

原則禁止とするなど、市町村において取り決めに徹底することを指導するとともに、校長会等にも注意喚起を行っております。

さらに今後、市町村教育委員会や校長会等と連携をいたしまして、不祥事防止の取り組みのさらなる徹底を図り、教職員一人一人に高い倫理感を養うことで、県民の皆様の信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

以上、不祥事案についての説明でございました。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎前田委員 この方、最終的に免職になったのはわかるんですけども、高知県青少年保護育成条例に抵触ということなんですが、例えば罰金刑とか懲役刑とか、そういう話はないのでしょうか。

◎長岡参事兼小中学校課長 実は、この事案が平成23年から26年に発生しておりまして、この青少年保護育成条例の違反から言うと、いわゆる時効が来ておるというところがあります。この件に関して、刑事的な何かがあるということは現在のところございません。ただ、被害を受けた生徒、あるいはその保護者の方は、今後民事的なところで裁判を起こしたいといったことは可能であります。

◎前田委員 小中学校課の方に言うことではないのかもしれませんが、平成26年は最近の話じゃないですか。それで時効が成立して、このように青少年保護育成条例に抵触しているにもかかわらず、一切の刑事罰がないというのはいかがなものかなというのは、率直に思うわけでございますけれども。そして今後は、民事での話に移行せざるを得なくなっておると。

◎長岡参事兼小中学校課長 そういうことになってまいります。

◎前田委員 時効が成立しているということに関して、本当に子供たちを守れているのかということに関しては、どのように思われますか。

◎長岡参事兼小中学校課長 時効云々ということではなくて、基本的に子供たちの心を傷つけて、将来に対しても何らかの心の傷を残したという意味では、決して許されるべき行為ではないと思っております。そういう意味で、ある意味社会的制裁としての懲戒処分。あるいは、本来であれば、マスコミ等にも全面的に公開をするべきであって、そこで社会的な制裁も受けるべきであると思うところなんですけれども、保護者の方とか、子供たちとか、現状においては名前等を公開してほしくない。我々のプライバシーについて配慮していただきたいというところで、こうした発表になったというところでございます。決して行為として許されるべきことではないと思っております。

◎前田委員 青少年保護育成条例は、当然罰則規定があるわけであって、当然時効もあるわけなんですけれども、条例上は、要は許された形になっているわけですよね。これは匿名の電話で発覚したから、たまたまこういうことになりましたけれども、もしかしたら、氷山

の一角の可能性も十分あり得るわけです。当然、生徒からすれば、今この状況下で、例えば中学校2年生とかで、3年しかたっていない直近の話と言ったら、恐らく今17、18歳の高校生ですよ。まだ学生状態でこういう事態になったということであって。それが、この先生が罰せられない、刑事罰に問われないというのは、やっぱり私はおかしいと率直に思うわけです。じゃあ改正すべきなのか、時効をどうするかという議論はまた別になるでしょうけれども。恐らく、議論として上げるべきなんじゃないかなと、それはどこに、どういうふうに言っていっていいのかわかりませんが、私はそう思っています。

◎坂本（孝）委員長　こういう性癖とか盗癖、これは絶対治りません。今の勤務校へ行って2年たっているわけですよ。今の学校へ通報が来て、以前の行為がわかったということで、今の学校では何もないということですけど、私はね、この性癖というのは絶対直らんと思っていますから、何かね、表へ出てないことがあるんじゃないかという気もしているわけです。それか前の勤務校で、学校の幹部の人がそういう話を耳にしたと。これはいかんなど。隠すわけじゃないですよ、犯人隠避するわけじゃないですけど、次の学校へ異動させたと。それで2年たっているわけですけど、新しい学校でお前ちょっといかんぞと。ちょっとおとなしゅうせえと。静かにやれと言われた場合に、2年ぐらいは辛抱できるですよ、こういうやつは。そういう兆候はなかったわけですか。

◎長岡参事兼小中学校課長　直近まで勤務していた学校での勤務の状況等についても、当然校長あるいは市町村教育委員会を通じて調査して話も聞いたというところでは、直近の学校においては、そのような傾向は見られなかったという話でございます。この2年間についてはですね。

ただ、委員長の言われるように、実際本当になかったのかどうなのか。見えてない範囲でそんなことはあったんじゃないかと。これは言われる可能性はあると思います。その辺は、我々として取り調べ室まで呼んで取り調べることはなかなかできない状況で、本人にかなり厳しく問い詰めて、そして周りの教員にもおかしいところはなかったか話も聞いたところですけども、その中では出てこなかったと。

◎坂本（孝）委員長　それでは質疑を終わります。

〈小中学校課〉

◎坂本（孝）委員長　次に、平成29年度全国学力・学習状況調査結果の概要について、小中学校課の説明を求めます。

◎長岡参事兼小中学校課長　次に、平成29年度の全国学力・学習状況調査の結果について、報告をさせていただきます。同じく、総務委員会資料報告事項の小中学校課の赤いインデックスの3ページをご覧ください。平成29年度全国学力・学習状況調査結果、総務委員会資料をごらんいただきたいと思います。4ページをお願いします。

調査の目的や調査内容、また参加状況を載せております。次に5ページでございますが、

調査開始時の平成19年度からの経年変化を折れ線グラフで示したものを載せております。

6 ページ、7 ページをお開きください。平成19年度からの、校種別教科別正答率一覧表を載せております。まず6 ページの小学校から説明させていただきますと、左側が国語で、右側が算数の結果となっております。また、表の上側が基礎基本の定着状況を見るA問題で、下側が思考力や判断力、表現力を問うB問題の結果となっております。

まず、左側にあります国語の1番上の平成29年度の欄。本県の国語Aの正答率は74.9%で、全国が74.8%であるため、プラス0.1ポイントとなっております。昨年度は、全国比プラス4.3ポイントでありましたので、昨年度からは4.2ポイント下げたことになっております。下の段、国語Bの正答率は56.8%。全国が57.5%であるため、全国比ではマイナス0.7ポイントとなっております。小学校国語は、ほぼ全国レベルの結果は残しているものの、昨年度の結果からいうと少し落とした状況となっております。

次に、右側の算数でございます。A問題の正答率は、全国比プラス3.0ポイントの81.6%。昨年度の結果からも、0.2ポイント上げている状況でございます。またB問題は全国平均の0.3ポイントを超える46.2%で、昨年度比でもプラス0.2ポイントという状況。算数は全国の正答率を超え、これまでで最もよい結果を残すことができっております。

7 ページをごらんください。中学校の結果でございます。左側の国語。本年度のA問題の正答率は75.8%で、全国平均に1.6ポイント届いておりません。また、全国との差を0.2ポイントまで縮めていた昨年度からいっても、1.4ポイント下げたこととなります。そして下の段、国語Bは、全国平均との差がマイナス3.3ポイント。昨年度は全国との差が1.3ポイントでありましたので、昨年度比で2ポイント下げた状況でございます。

次に右側の数学でございます。数学Aは61.9%で、全国は64.6%であり、その差がマイナス2.7ポイントとなっております。また、数学Bにつきましては44.7%で、全国との差は3.4ポイントとなっております。ただ、昨年度との比較でいえば、A問題で1.0ポイント、B問題も0.6ポイント全国との差を詰めることができっております。数学につきましては、まだ課題は残るものの、昨年度から引き続き改善が図られている状況でございます。

そして8 ページから23ページには、各学年教科ごとに正答数の度数分布をあらわしたグラフ、あるいは設問ごとの正答率、また質問紙の結果や特徴的な問題を載せております。

ここで特徴的なものについて少し述べさせていただきますと、まず8 ページ、小学校の国語の正答数の度数分布グラフを載せていますが、折れ線が全国平均を、柱状グラフが高知県の状況をあらわしております。上段の国語A、中段の国語B、どちらも折れ線と柱状グラフがほぼ同じ形状を示しております、ほぼ全国レベルの学力の定着状況であることがわかります。

次に11ページになります。ここに全国平均との開きがあった問題を載せておりますが、上段のA問題では、この破線で囲んだ部分でございますが、そこにお礼の気持ちを伝える

ためにどのような内容を書いているのか、書かれている内容の説明として適切なものを選択するという、いわゆる読み取りの力を問うもので、これでマイナス3.8ポイントの開きがございました。下のB問題でも同様の傾向が見えまして、読解力がまだまだ確実なものになっていないということがあると考えられます。

12ページからは、小学校算数を載せております。この正答数の分布状況を見ますと、算数Aでは全問正答の児童の割合が、全国の割合を超えて大きくなっております。また算数Bは、折れ線と柱状グラフがほぼ同じ形状をしており、全国並みの結果を残すことができております。

13ページの設定別集計結果を見ましても、特に2の(2)とか(3)、(4)、このA問題の計算技能につきましては、全国の正答率を大幅に超えている状況がわかります。学校や家庭でよく練習がなされていることのあらわれであると思います。

次に16ページをお開きください。中学校の国語についてでございます。正答数の度数分布グラフを見ると、特にB問題において、正答数が低いものについて柱状グラフが折れ線を超え、正答数が高いものについて、柱状グラフと折れ線の間ですき間が見えております。学年が上がるにつれて、学習内容が理解できていない生徒の割合が、全国と比較し多少多くなっている状況がございます。

次に20ページをお願いします。ここは中学校の数学でございます。正答数の度数分布グラフを見ると、A、B両方の問題におきまして、正答数が低いものについて、柱状グラフが折れ線を超える状況になっております。特にB問題において、このことが顕著となってきております。

21ページの設定別の集計結果を見ますと、A問題の2の(4)、等式 $x + 4y = 1$ を y について解けという、いわゆる等式変形の問題。あるいは3の(4)の連立二元一次方程式を解くといった問題で、全国との正答率に差があることがわかります。中学校の基本的な計算技能が、まだ十分に身につけていないということであろうと思います。等式や方程式の性質、本質を理解させることが十分できていないところがあるという状況でございます。

22ページの数学に関する質問紙調査の状況でございます。この1番上段の右側、ここに「数学の授業の内容はよくわかる」の設定に、いわゆる肯定的に回答する生徒の割合というものは、年々ふえてきているところでございます。しかし、中学校国語も同様なのですが、授業がよくわかると肯定的に答えた生徒であっても、その正答率は全国のものと比較すると、3ポイント程度低い状況となっております。授業の質が問われるものと思います。

次に質問紙調査から、少し特徴的なものを紹介させていただきます。24ページをご覧ください。放課後を利用した補充的な学習サポートを実施したかの項目。週2回以上実施する小学校は、週に4回以上実施したという小学校の18.7%と、週に2、3回実施する小学校の48.7%を足した、67.4%ということになっておりまして、この割合は全国を大きく超

える状況となっております。また中学校においても同様に56.1%と全国の割合を大幅に超えている状況でございます。単元テストや学習シートの作成、また放課後学習支援員の配置の拡充により、継続的な補習学習がなされるようになってきているという状況であろうと思います。

また、このページの下段、学校の授業時間以外に、ふだん1日当たりどれぐらい勉強をしているかの項目です。1時間以上すると答えた小学生は、全国の割合が64.4%に対して、本県は67.9%とプラス3.5ポイントとなっております。中学生におきましても、平成19年当時、1時間以上勉強するといった生徒は54.1%であったものが、今年度において67.2%と、約13ポイント伸びてきている状況がございます。

以降、教員の研修の状況や、授業改善の様子、あるいは子供たちの自尊感情、道徳性の変化等の状況について資料には載せておりますが、それぞれ改善が見られる状況でございます。

以上、本年度の結果から、特に小学校算数につきましては、知識や技能の獲得の面で確実な成果を見せております。また、中学校でも数学については、昨年度に引き続き改善の傾向が見られています。ただ、獲得した知識や技能を活用して、課題の解決を図る力の育成という点では、まだ頑張らなければなりません。

また、今回国語の読み取る力が十分に育成されていないという課題も明らかになっていくところであり、こうした課題につきましては、しっかりとその要因を分析し、的確な対応をとっていきたいと考えているところでございます。

以上で、全国学力・学習状況調査結果についての御報告を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎前田委員 上がったたり下がったりと、当然年度ごとにもあるでしょうし、全体的な取り組みの中で、徐々に上がってきている部分も当然あると思うんですね。一方で、この全国学力・学習状況調査に対して事前に、例えば半年前でも、3カ月前でも、1カ月前でも、1週間前でも構わないんですが、テスト対策みたいなことを学校の現場で、カリキュラム外であったとしても、例えば朝の時間でも、放課後でも構いませんけど、そういうことは実際はやってらっしゃるようなんですか。

◎長岡参事兼小中学校課長 このことについては、我々も各市町村教育委員会を通じて、各学校に通知あるいは説明もしておるところですけれども、この全国学力・学習状況調査の問題の点数を上げることに引きずられてはいけないと。もっと言うと、こういった問題を解く力をつける。そのためには、日々の授業が変わらないといけないだろうと。日々の授業を変えていっていただきたいということが1点。あわせて、この調査問題には、どういった力が必要なのかといったことが入っておりますので、それについてはまず先生方

で勉強しましょうという話をしております。そして、授業が変わった中で、じゃあ実際にどの程度の力がついたのかというものを、こういった問題を通じて確認してみることは、それは構いませんという話はしています。

◎前田委員 やっているのか、やっていないのかというところなんですけれども。いわゆるテスト対策というものを、どの定義にするかは別としても、手前に学校で、例えば特別に生徒を呼んで、その授業はカリキュラム外ですよ、やっているというようなことは、あるのかないのかのお答えを聞かせてください。

◎長岡参事兼小中学校課長 我々が調査したことはありません。

◎前田委員 調査をやっていないから、わからないということなんです、私が聞き及ぶには、やっています。それで忙しいと言っている先生方も結構います。はっきり言えば、この対策なんです。とにかく上げなきゃいけないというのは至上命題として、教員の皆さん等にも、学校側にも、一定プレッシャーにもなっている部分は当然あるでしょう。その上で実際、現場現場では、カリキュラム外で、いわゆる補講という形なのかわかりませんが、やっている現実があるということなんです。実際のところ、調査をやってみるほうがいいと思います。恐らく言われた趣旨というものが、本来の授業の一つ一つが改善されていくということも、同時並行で必要なんですけれども、対策をやっているという現場の声も、一部上がってきていますので、調査をしていただければと思いますけれども。いかがでしょうか。

◎長岡参事兼小中学校課長 この趣旨については、毎年毎年、話をしているところであります。各教育事務所の訪問においても、これについては趣旨徹底はしているところでございます。そのような調査をするかどうかというところについては、まだ現在検討はしていない状況ですので、今後、考えてはみたいと思います。

◎吉良委員 御報告を聞きながら、胃が痛くなるんですけれども。教育振興基本計画の中でポイントを上げるなんていうこともね、明確に県教委みずから掲げているわけですから、幾らそういうふうにおっしゃっても、県教委が言う言葉とは裏腹に、余計にこれは頑張らないかんということで、現場はやっていると思います。この間も春休みに、過去問の練習が宿題として出るだとかね、それは確実にあるわけです。だから問題は、この文科省ですら、いわゆる学力の1側面しかない数値だと言ってものを、こうやって事細かに説明をして、結局は競わしていくことに、結果的にはなるということ自体が、私は問題だと思うんです。先ほども調査する気はないと言ったんですけれども。学校はこの全国学力・学習状況調査で、大変な状況になるということは、もうそれは言わなくてもわかっていると思うんですけれどね。一応、過去問をやるなという指導も、文部科学省もやったわけなんですけれども。それにかかわって、何らかの動きがこの間あったということはないですか。

◎長岡参事兼小中学校課長 例えば調査が差し迫って、これについての練習を特段に行っ

ているというような話は、我々のほうには入ってきていない。むしろ我々は、そういうことをしてはいけないという話をしているところなんです。

◎吉良委員 その文部科学省の通知を含めて、再度徹底するというお気持ちはないんですか。

◎長岡参事兼小中学校課長 当然この趣旨については、文部科学省の通知等も含めて、趣旨徹底はしていきたいと思います。

◎吉良委員 ぜひやっていただきたいと思います。それから、ことしは政令指定都市別の結果を新たに公表しましたね。当初の流れからいうと、また一步、学校現場に近づいてきたという思いがあるんですけども、これについてどういう認識をなさっていますか。

◎長岡参事兼小中学校課長 政令指定都市と県との関係になってくるんですけども、政令指定都市というのは、ある意味、県といわゆる教育行政も学校も全く違うわけですよ。政令指定都市は独自で教育政策を打つことができるし、あわせて、採用とか養成もできてまいりますので、政令指定都市は政令指定都市として、結果を公表するというのは、あり得ることなんじゃないかなと考えるところです。

◎吉良委員 だからね、そこが当初と全然違ってきて、そういう流れで行くと、当然、県も市町村も、それから各学校、学級ごとに公表みたいなことになっていく危険性をはらんでいると思います。あくまでも、全体の傾向を知るということでやっているわけですから。随分と当初の目的と違うところへ、危険な方向へ動き始めているということは指摘をしておきます。ぜひそういうものに、各市町村についても公表について、自主的なものだとおっしゃっていますけれども、ないようにしていただきたいと思います。

それから、この児童の内面の問題。思想信条、良心の内面まで踏み込んで数値化していくことは、極めて危険ですね。それを使って、これはちょっと内面とは違いますけれど、部活を含めて新たな政策していくとかという流れも見えてくるんです。この全国学力・学習状況調査の中の質問紙におけるあり方というのは、内心の自由を侵していく。そしてそれも点数化して、自尊感情をふやしていこうとかね、何ポイント上げていこうとかということについては、やってはならないことだと思うんですけども、それについてはいかがですか。

◎長岡参事兼小中学校課長 これが全てだとは当然思いません。ただ、子供たちがどんなことを考えているのか、どんな感情を持っているのか、それについて、より具体的に客観的に知ることによって、我々としてどういう手だてができるのか、あるいはどういう支援をしていかないといけないのかを考えることができる、一つの大きな資料にはなると思います。だから、全国学力・学習状況調査で行うことがおかしいとは、我々はとってないです。

◎吉良委員 数値は厳然と残るし、またその数値を見れば、その数値を追っていくという

ことは、流れとしては出てくると思います。ぜひ、それについては再考を願いたいと。マスコミを含めて学力の定義が曖昧なままずっとなされているという批判もあるわけです。こういうものにお金を使うよりも、本当に一人一人の子供たちの学力を一对一で見て、先生と子供が一緒になって考えて、ここが間違っていたねとか言いながらね、人間的な触れ合いで、次はどうしようということやっていくものです。私たちの点数じゃないです。子供の点数なんです。そこの原点に立った、いわゆる基礎学力の指導にきちんと予算も人員もつけていただきたいと思うわけですが、教育長いかがですか。基本的な考え方について。

◎田村教育長 全国学力・学習状況調査の結果があつて、ある意味、高知県の学校も変わってきたんじゃないかと思っています。平成19年当時の、全国との学力の大きな格差、これは厳然とあったわけですね。そこから我々として危機感をもって、学校の先生方にも考えていただいて、組織的に学校、学力も含めて、生徒指導も含めて取り組んでいこうという動きになって、今、十分ではないですけども、徐々に改善してきたという実態があるんじゃないかなと思っています。そういう意味で言うと、我々もその数字だけにこだわるわけではないですけども、やはり取り組んだ結果というものを、数字という形でチェックをしていくということは必要じゃないかなと、我々としてはそういう形で、教育政策の中で生かしていきたいと考えております。

◎吉良委員 それは学力をどう捉えるかということの認識の違いですね。私は決してよくなったと思っておりません。学校現場も、子供たちの状況も、極めて多忙感もふえて、そして追い詰められている。私はこのことによつてますますよくない状況になっていると思います。フィンランドなんかは、全然そういうテストもありませんし、今度行われるバカロレアなんかもね、こういう1点、2点の点数を、数値を追っていくんでしょうか。そういう方向性ではないと思いますよ。もっと、どうかなと疑問を持つこと、そして自分で探求していくこと。そういう生きる力に結びつくような、学校のあり方を追求していかなくちゃいけないと思います。本当にその変わったことがいいのかということになると、私は違うと思いますので、ぜひもう1回、教育の原点に立ち返った再検討を、文部科学省に対しても要請していただきたいと思います。

◎三石委員 私なりに思いというか、考えを述べさせてもらいたんですけどね。以前、学力テスト反対、道徳教育反対、主任手当反対、勤表反対、そういうことがありましたわね。現場は大混乱したんですよ。そういう時代を経て現在に至っておるんですけどね。私自身は、全国学力・学習状況調査の29年度の結果も出ていますけど、非常に参考になると思うんですけどね。教育長も言われましたけど、そういう数字にこだわるわけではないけれども、数字はうそつかんですよ。やっぱりこの数字、この実態を踏まえて、その他もろもろに、どう生かすかを考えるいい材料だと思うんですけどね。そういう意味では、これからも引き

続き調査をしていただいて、ぼやかした発表じゃなくて、具体的に各市町村でどういう状態かを公にするようにしていただきたいという思いを持っているんです。自分ところの市町村はどういう状況か。これは、まあ言うたらぼけてますわね、文部科学省もそういう形でやっているから、それ以上のことは言わんけれどもやね、そういう思いがあります。

そんな中で高知市のことを具体的には言いづらいと思うけれども、高知市の平成29年度の全国学力・学習状況調査の結果概要というのがある、市教委の学校教育課が出しているんですよ。あんまりほかの市町村の人は知らないと思いますが。それと、平成19年度から29年度における、高知市の平均と全国平均の差というのもちっと出ておるんです。これも多くの方知らないと思うんですよ。この実態を見たときに、特に高知市民はどう思うかということよね。はっきり言って高知市が足引っ張ってますよ。県内の約4割前後の児童生徒が集まる高知市が、数字で見たら足引っ張ってますよ。極端に言うたら、高知市がもうちょっと頑張ってくれたら本県はぐっと上がりますわね。そういうことが数字では出てきているんですけどもね。言いづらいと思うけれども、課長どうですか、今言った実態は。

◎長岡参事兼小中学校課長 高知市につきましては、高知市独自で結果を公表しております。それで言いますと、小学校は大体いいところ、全国平均は行っておるわけですけども、確かに中学校については厳しい状況がある。例えば、先ほどもお話ししましたように、高知県全体としては、例えば数学で国の平均からマイナス3ポイント前後というところが、高知市で発表している分については、まだ7%強の開きがあるというところは、まだまだ厳しい状況にあると言えると考えております。この点につきましては、高知市も自分ところの状況を、まだ頑張らないかんという認識は持っているところでございます。

◎三石委員 今回、中学校の数学が上がったと言っておるけど0.1%でしょ。ここで言うても何やけど、もっと高知市がどういう状況にあるのか、高知市の小学校、中学校の状況を認識して、市民に知らせないかんと思うんですね。どう思いますか。

◎長岡参事兼小中学校課長 確かに県としたら県民に、市町村にしたら市町村民の方に知っていただいて、危機感を市民の方と共有しながら教育に力を貸していただくということは、当然あるべきだと考えております。

◎三石委員 それと、9月26日火曜日、平成29年度高知県・高知市、知事・市長及び教育長連携会議が開催されましたわね。これ去年はたまたまやったんですね。そうでしょ、全国学力・学習状況調査の発表がずれたために、たまたまやった。たまたまじゃいかんということで、去年の総務委員会でも言わさせてもらいましたよ。年に3回はやってもらいたいとね。市長、知事が向かい合って、本県の教育のことについてどうしていくのか、認識を共有するためにも会議は大事だと思いましたわね。今回開かれとるわけやけれども、その会議の状況はどうでしたか。

◎田村教育長 一つは、今話題になっております全国学力・学習状況調査の、それぞれ県市の受けとめをしっかりとお互いに共有した上で、高知市としては、学力問題に対して一定の危機感を持って取り組みたいということだと思います。そのために1番具体的な話として上がったのは、学力が向上していくためには、授業改善をしていかないといけないと。そのためには、教員の資質、指導力の向上が必要だということに対して、教員の資質、指導力を向上するための指導をしていくスタッフの数が、高知市は、高知県に比べると少ないという問題もあります。そういったあたりを強化していきたいというお話もありましたので、我々県としては、そういったことには協力をしていきたいという話もさせていただいたことではございました。それが大きな話として出ました。

◎三石委員 以前から、高知市の教育委員会と県の教育委員会は、言うたら対立ですわね。そういう土壌というか、いまだにそういうのがずっと続いてきているんですよ。昭和52年当時なんか、まだそれが残っていましたからね。県の教育委員会のことは一切聞かんと、市教委は市教委でやっていくと。極端に言うたら、市教委は教育現場にもなかなか行けないとか、教育現場が拒否する、そういう時代があったんですよ。そういう時代に比べたら、本当に県市も協力し合って、本県の子供たちの将来のことも考えて、以前に比べたら本当に前進はしたと思うんです。けれど、まだまだ高知市にはその体質が残っているんですよ。そういうことを感じると思うんですけどね。県はそういうふうに、一緒に力を合わせてやろうと、本県の約4割近くが高知市に集中してるやないかと。力を合わせて子供たちのために、将来の本県のために、市も県も一緒になってやろうという気持ちがね、本当に大事だと思うんです。以前に比べたら確かにましになってきたけれどもね、いやいややるような感じでは、はっきり言うてだめですよ。そんなことを私は感じるがね。いやいや、仕方なしに年2回たまたまやってやね、話す内容も手板に書いたありきたりの話の内容で、そんなものは何か前進があるんですか。その会が終わったら後は終わりということではだめですよ。そこらあたりどんな思いでおられるんですか。

◎田村教育長 会の中では、率直な意見交換をさせていただいたと思っておりますし、先ほど言いましたように、教育長から、学力を強化していくためのプロジェクトチームをつくっていききたいと、そのためのスタッフについては、県からの協力ももらいたいというお話もありまして、そういうことであれば県としても協力もさせていただきますという、かなり有意義な中身のある話ができたんじゃないかなと思っております。

◎三石委員 難しいことかもわからんけれども、本当に児童生徒のことを考えたら、県が上だとか市が上だとかじゃないんですよ。本当に県と市が一つになってね、どういうところに課題があるのか、そしたら県市の力で、どういうふうにしようかという姿勢が大事なんでね。なかなか県がそうやっても、市が受け取ってくれない、くれないといけないなりに、諦めずにどんどんお願いしたらいいですよ。そういうことが大事ですよ。そのあたり、ど

う思いますか。

◎**長岡参事兼小中学校課長** 今の知事、市長、そして両教育長の会合の中でも、例えば中学校のタテ持ち研究については、高知市からも来年度はできる学校全部でやっていきたいという話も、向こうの提案としてございました。こういうタテ持ち研究校については、県の教育委員会の、私も、あるいは指導主事も入って行って指導すると。そのときには、高知市も課長も次長も来て、一緒に指導するというのでいいですねという話も今しているところです。高知市の中学校については、学校側はまだ十分理解できてないところもあるかとは思いますが、高知市教育委員会と一緒に指導に入りますよというところまでは、話が一応できている状況にまでなっていると思っております。

◎**三石委員** 連携会議をことし1回やりましたよね、市長と知事さん交えて。去年も言いましたけれど、私はこれから先も年に最低3回は、学期ごとにやっていただきたいと思うんですよ。やるだけの値打ちがあるし、やらないかんですよ。やっぱり長にも自覚を持ってもらいたいしね。話し合うということは大事なことからね。引き続き年に3回ぐらいやってもらいたいですが、どうですか。

◎**田村教育長** 最終的には知事が判断されることですが、県市連絡会というのは、教育委員会のこの教育問題以外でやっているのも年1回でございます。ということで、教育に限って年1回やっているというのは、相当力を入れてやられているということじゃないかなと思っております。

◎**三石委員** だから、年において1回だけじゃいかんですって。学期に1回、年に最低3回やらないかん。それと教育長同士の会をやってますよね、年に4回ぐらいですか。これも4回ぐらいじゃいかんですよ、月1回はやらないかんですよ。話し合うことは大事ですって。今までが話し合いができてなかったんだから、どうですか。

◎**長岡参事兼小中学校課長** 特に、高知市は学校教育課になりますけど、小中学校課とはかなりの回数、あるいは密度もそうですけれども、具体的にどういう施策を打っていくのか、施策の進捗状況はどうかといった話し合いはしております、その点については当然教育長にも経過等について報告をさせてもらっています。また教育長のほうからも、次はこうしてくださいといった指示もありますので、かなり市との話し合いは進んでいると思っております。

◎**三石委員** 高知市の場合は、特にそうした土壌、歴史があって現在に至っておるんやけれども、それプラス中核市ということで、研修にしても市が独自でやっている。そこらあたりはようわかるんですが、先ほども言いましたように、お互い情報交換するということは、決して無駄になりませんのでね。児童生徒のため、本県のために、ぜひ引き続きこういう会は継続してやっていただくように、これは要請したいと思っております。その決意というか、それを言っていただいて結びにしますから。

◎田村教育長 お話については、先ほど申しましたけれど、開催するかどうかは最終的には知事、市長の判断ということになります。お話があったことについてはお伝えしたいと思います。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

ここで一旦休憩をします。再開は午後3時25分とします。

（休憩 15時12分～15時25分）

〈高等学校課〉

◎坂本（孝）委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に高知市学校給食センターから、県立高知南中学校への給食配送について高等学校課の説明を求めます。

◎山岡高等学校課企画監兼再編振興室長 報告事項の3番目の、高知市学校給食センターから県立高知南中学校への給食配送について御説明いたします。報告事項の赤の高等学校課のインデックスをご覧ください。あわせて、追加で先ほど2枚の資料、高知市学校給食センターから高知南中学校への給食配送についてという、高知市教育長から県教育長への文書、それから学校給食の流れとA4横で書いている、2枚のものをお配りさせていただいています。

6月定例会でも御報告させていただいておりましたけれども、まずその後の経過について、この報告事項のポンチ絵で説明させていただきたいと思います。

高知市が整備を進めております、高知市学校給食センターについて、高知市教育委員会との協議を踏まえ、県教育委員会としては高知国際中学校への給食配送を要請する一方、高知南中学校への給食配送は困難であると考えまして、平成29年7月3日の総務委員会でその方針を説明いたしました。

しかしながら、総務委員会におきまして、県教育委員会と市の教育委員会に認識の違いがあるのではないかと、高知南中学校と高知国際中学校とで対応に差が出るのは公平の観点から疑義があるとの意見があり、高知市に正式な申し入れをし、高知南中学校と高知国際中学校の生徒間の給食格差が出ないように努力するよう要請があったため、7月21日付けで改めて市の教育長に給食配送の検討の依頼をいたしました。

これに対しまして、平成29年8月30日付けで、市教育長から県教育長に回答がありました。それが別添で先ほどお配りした資料でございます。

資料の市からの回答によりますと、南中学校への給食配送は難しいということでございます。その理由としては、学校給食法に基づく学校給食衛生管理基準では、生徒の喫食開始時間の30分前までに検食を終えた上で、調理後2時間以内に生徒が喫食できるように配

送しなければならないことになっていますが、その時間内に調理品目ごと学級ごとの食缶への盛り付け作業、そしてその食缶を学校ごとにコンテナに積み込む作業など、これまでに経験したことがない業務工程を安全かつ確実に実施しなければならないこと。そして最後の行に書いてありますけれども、食物アレルギーへの対応を要する生徒の給食提供について、安全性を確保するため専用の容器で対応すること。そして配送先の学校で確認し、記録を残すといった作業も加わることから、時間内に高知南中学校への給食配送は難しいという回答でありました。

この回答を受けまして、県としても対応について検討を行いました。高知市の回答にもありましたように、学校給食衛生管理基準では、生徒の喫食開始時間の30分前までに検食を終えた上で、調理後2時間以内に生徒が喫食できるように配送しなければならないことになっています。

先ほどお配りした資料の2枚目、A4の横、学校給食の流れを見ていただけますでしょうか。学校給食の流れを簡単に説明しております。調理の完成がありますと、その後、作業の手順というところを書いておりますけれども、給食の調理が完成すれば、クラスごとに人数や量を確認しながら、御飯、汁物、揚げ物、焼き物、蒸し物、あえものごとに、各クラスの食缶に盛り付け作業を行います。そして計量器を使い、各クラスに変更がないか確認しながら、クラスごとにはかかって行う。そして、給食調理員が直接触れて食品を汚染しないように、注意して行うというところが1の作業です。その後2の作業として、配缶後の食缶を学校別の運搬用のコンテナの中に積み込む。そして3番目の工程として、食缶に入った運搬用コンテナを配送車に積み込む。そして4番目として、配送車による配送を行うと。これについては、次の資料でもありますけれども、給食センターから距離が遠い中学校から配送するということになります。そして5番の配送につきましては、運転手プラス1人で受け取り、受配校の受け取り専用室に運びます。そして6番目として、校長先生または教頭等による検食。この生徒の皆さんが食べる、食事をする30分前までに、味つけや量が適切か、安全性に問題がないか、実際に食して確認するという検食の作業がございます。そして生徒の配膳というところなんです。これにつきましても、ここには書いておりませんが、校時の問題といたしまして、例えば給食が12時20分に着いても、4時間目の終了が12時40分になれば20分のロスがあるとかという、そういった問題もありますので、この時間、スケジュール管理は徹底して行わなければならないと聞いております。そういった過程を経まして、8番の生徒の喫食という過程になります。

そして、裏面をごらんください。学校給食衛生管理基準では、調理が完成してから喫食まで2時間となっておりますけれども、生徒の喫食の30分前までに検食をしなければならない形となっておりますので、実際に学校への受け取りの時間につきましては、1時間30分以内ということになります。

A校からG校まで7校というところを、縦の列に書いておりますけれども、これはクラスごと学校ごとに、こういった食缶への盛り付け、クラスごと学校ごとに行いますので、この配送する、食缶に詰める、そして結果的に配送するスタート時間、開始時間に差が出る中で、全ての学校について、調理完成から1時間30分以内で検食まで行われなければならないところでございます。

その横に書いてますけれども、特に食物アレルギー対象生徒には、高知市のほうでは、保温保冷にすぐれた専用容器に入れた、アレルギー対応食器確認書を個人別容器に入れた上で配送し、それぞれ確認を記録した上で、生徒に提供するといったことになっております。

この図にも書いておりますけれども、こういったことが、学校ごとクラスごとに順次行っていくということになりますので、配送の出発が遅い学校については1時間半よりもっと短い時間で、時間が限られた中で配送作業を行うということになりますので、7校が限界ということでございます。そのため南中学校が加わって8校になると、配送時間がなかなか間に合わなくなるところでございます。

高知市の回答について検討しましたが、食の安全に十分配慮した結果、そういう回答ですので、高知市の回答も十分理解できるのかなと考えております。

さらにそういった事情に加えまして、統合完了まで限られた期間、平成31年から34年というところ。生徒数も段階的に大幅に減少するにもかかわらず、多額の経費がかかるといった課題もございます。また、高知南中学校では、弁当を持参できない場合にも、高校の食堂を利用できる現状にあるといったこともあります。

こうしたことを総合的に考慮した結果、高知南中学校への給食は難しいと考えております。

ただ、総務委員会でも要請がありましたように、高知南中学校と高知国際中学校と、生徒間の給食格差の解消という視点ももちろん必要だと思います。9月中旬に、高知南中学校、高等学校のPTAの役員の皆様に御説明にお伺いいたしました。その時点で高知市の回答によりますと、給食の配送は難しい状況にあること、そして、給食の配送ができない場合には、高知南中学校と高知国際中学校の生徒間の給食格差の解消のため対応策を考えていくので、今後とも継続して協議させていただきたい旨をお伝えし、御理解をいただいたところです。

このため、どういった方法で給食格差を解消するか、高知南中学校のPTAの方々の意見も今後十分に聞きながら、平成31年4月からの代替案の中身について、検討を進めていきたいと考えております。

高知南中学校では生徒持参のお弁当、そして食堂で購入したお弁当を、学校担任の指導のもとクラス全員でそろって食事をとっております。そういった時間を活用して、食事の

重要性、食事の喜び、楽しさを理解させたり、食事のマナーや、食事を通じた人間形成能力を身につけさせることをさらに充実させるなど、学校教育全体を通じて総合的に食育を推進していきたいと考えております。

また、給食を導入した場合とそうでない場合の格差を解消する方向で、高知南中学校のPTAの皆様の御意見も十分お聞きしながら、検討を進めていきたいと考えております。

説明は以上です。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎吉良委員 この経過を見て、まず1点目に感じるのは、この配送についてという要請文ですけれども、何かできない理由をわざわざ挙げて、そして私らはできんと思うけれども、総務委員会が言うたき一応出してみます、みたいなニュアンスにしか思えんよ。総務委員の皆さんは、格差は不公平だからと、きちんと公平な給食をやっちゃれやというのが、私らの思いだったんですけれどもね。随分とこれは何か魂が入ってない要請だなと。それがまず1点。

それから、この給食の流れを見てもそうですけれども、要は物理的な問題で、この食缶を入れて、コンテナにして配送したり、積み込んで配送というのが何人でやるのかわからんけれども、要するに人をふやしたらよね、これすぐ行くのよ。だからこの下のDまで、このグループと下のグループを分けて積み込んだら、同じようにこのEも、Aと同じ時間で始めるということなわけよ。だから人と金を積み込めば、時間的なことは解消できるじゃないかと。そこになぜ思い至らないのかというのが2点目です。

そして3点目は、財政的な側面もというのを書いてますけれども、一体その搬入口だとかそういうことを、実質的にどれぐらいかかるのかと。そういう見積もり計算はしたのかということ。もし、しているのであれば、これぐらいの予算措置でできますと。年々人数は減っていくからこうですということ、実際シミュレーションしたのかどうなのか。してたらそのことを御報告願いたい。以上3点です。

◎山岡高等学校課企画監兼再編振興室長 この資料の文書にも書いてますけれども、次の点を総合的に考慮しということで、県の総務委員会での報告の方針を説明したということを経過として書いています。ただ、その方針に対して疑義があるとの意見があり、その意見要望を踏まえて、改めて給食の配送を検討お願いしますとなっています。決して魂の入ってないものじゃなくて、これまでの総務委員会での議論の経過もきちっと高知市にお伝えして、こういう要請もありましたということをお伝えして、高知市にこの文書で要請したものでございます。

二つ目の人の部分ですけれども、先ほどの高知市からの文書にも書いておりました、調理や配送の職員のことにつきましては、調理や配送の業務を民間委託するということを高知市の文書にも書いております。現在、受託事業者は決定していないということでありま

す。そういった状況の中で、高知市の意向に反して、人を増員するとかも含めて、高知南中学校への給食の配送を依頼することは、高知市に過度な負担を及ぼすことになろうかと思っております。

また配送の面につきましては、今配送車1台につき職員が2人乗り込んで、一つ、1校1台という形で、1校の中学校に配送するということでもあります。この配送の部分については、職員を増加しても時間短縮にはつながらないとお聞きしています。

調理の部分につきましては、職員ごとに動線やスペースの問題から、職員を増員することによっても、時間短縮を図ることには限界があると聞いております。

そしてハード的な側面、そういった部分ができるのかどうかという部分もありましたけれども、それについても確認をしまして、高知市としては既に学校給食センターの整備に着手しておりますので、現時点でその規模を増加させる対応をすることについては、今の整備スケジュールをおくらせることになりまして、その辺についても難しいと思っております。

それと、最後に一つありました財政的な部分。高知南中学校が入ることによって、どれくらい県の持ち出しがふえるのかという部分につきましては、具体的には、県と市との間の財政的な、建設費の一部をどうするのかとかいった部分、それから高知市が委託業者にどれくらい発注するとか、そういった部分もありますので、現時点で確定的なことは言えませんけれども、今の段階の県としての試算としては、6,000万円ぐらいになるのではと試算しております。

◎吉良委員 市の意向をそんたくしたと。市が大変だからと、市の意向に反することなんて市に迷惑になるみたいだね。そんなんじゃ市としても、県が一生懸命やろうと言いつきやろうかということにはなりませんよ。具体的にどれぐらいの予算がつけばこうだと。県はこういうつもりがあるということやらないと、全部市から聞いたことばっかしでしょう。市がそう言うておりますって、そうじゃないでしょう。県立中学校の子供たちの給食をきちっと保障していくということだから。当然市じゃなくって、県教委がそのスケジュールも予算も含めて、市に提案するというのがあるべき姿じゃないですか。教育長そう思いませんか。

◎田村教育長 あくまで高知市の給食センターからの配送を受けるという形で、それを実現できないかという話でございます。それについて、高知市は難しいということでございますので、我々としては、そこはいかんともしがたいと思っています。決して県が高知市に対して費用負担できませんとか言うておるわけではございません。

◎吉良委員 市教委も、高知市の子供たちが圧倒的に多いわけですから。やはりそのことについては、市教委としても私は考えていると思いますよ。できればやりたいと思ってるんじゃないかと思います。だから一歩踏み込んで、県教委がこうしたらできますよと、

ぜひやってくださいと、もう1回提起をしていくことが必要じゃないかなと思うんですけども、そのおつもりはないですか。

◎田村教育長 繰り返しになりますけれども、少なくとも費用負担の面で、県はこういった費用は負担できないといったことは全く言っておりません。そういうことではなくて、そもそも高知市が、先ほど御説明したような形で、安全な時間の中で給食配送できるかどうかということで、それはなかなか難しいというお話なので、それは我々としては尊重せざるを得ないということかなと思っています。

◎坂本（茂）委員 関連して。今教育長は費用負担ができないとかそんなことは言ってないと言うんやったら、何でこの費用対効果もあわせて検討した結果と書くんですか。費用負担は、やれることやったらやるというつもりなんでしょう。それやったら、費用対効果もあわせて検討した結果じゃいう文言要らんがやないですか。

◎田村教育長 高知市が配送できるということであれば、我々としては、費用負担はやぶさかでないというスタンスでございました。結果、できないということの理由として、一つは、高知市が先ほど申しましたような形で配送がなかなか難しいという話と、加えて我々として試算した金額からいうと、やはり難しい面もあると。それをあえて言うのであれば、高知市がこういった形で配送が難しいという中を、じゃあどこまで無理が言えるのかということ考えたときに、我々としても一定費用負担の問題もある中で、そこまで無理を言うてお願いするほどのことにはならないんじゃないかなという意味で、費用のことは申し上げたということでございます。

◎坂本（茂）委員 そこまで無理を言うてお願いするほどのことではない言うたら、失礼やないですか。それは高知南中学校の生徒に失礼ですよ、その言い方は。

さっき言うた6,000万円ほどというのは、どういう金額を含めて6,000万円になるがですか。6,000万円は最初の初期投資なのか、毎年毎年6,000万円かかるのか。そこはどうなんですか。

◎山岡高等学校課企画監兼再編振興室長 毎年毎年の委託費とあと建設費。まず、まだ具体的には、これから決めていくんですけども、センター建設費の一部の、一定割合を県が負担すると。それと配送車とか、もし南中学校に給食を導入するのであれば配膳室を構えなければいけませんので、その改修に関する費用。それから専用の配送車を構える必要がありますので、トラックに関する費用。あるいは先ほども申しました、食器、食缶とかそういった費用。そういった初期投資の部分と、あと毎年毎年の委託費。民間業者に高知市が委託するということですので、その委託費の一部を県のほうも負担しないといけないということですので、その総額が6,000万円というようなことでございます。

◎坂本（茂）委員 総額が6,000万円。そしたら、31年から34年の分トータルで6,000万円ね。

◎山岡高等学校課企画監兼再編振興室長　そうです。

◎坂本（茂）委員　さっき言うように、例えば31年やったら240人の生徒が、経済的な格差解消ということで県が負担するとして、それで31年は幾ら負担せないかんか、32年は幾ら負担せないかんか。負担する分、試算した金額はいくらですか。

◎山岡高等学校課企画監兼再編振興室長　その代替措置の中身につきましては、具体的に検討はしている段階ではないですが、これから南中学校の保護者の方、PTAの皆さんと考えていきたいと思いますということで、今の段階で具体的にこの案というのは、まだ県の段階で決めているわけではないです。平成31年4月からですので、来年度予算に間に合うということもありますので、そこはこれから。

◎坂本（茂）委員　計算してないんやったら、費用対効果というのはわからんことないですか。例えば6,000万円つぎ込むのか、あるいは一方で、それができんかったときの、いわゆる給食格差を解消するための経済的な負担をどうするか。そこのところを計算してないんやったら、費用対効果でどうかということ言えんじゃないですか。

◎山岡高等学校課企画監兼再編振興室長　費用対効果というのは、もともとその固定費の部分、固定費、建設費の部分があります。それと配送車とかも、固定費の部分があります。その部分については、年数が4年とか3年とか2年とか短くなるにつれて、費用対効果の面で問題が出てくるということで。例えば4年が2年になるからといって県の負担が半分になるとか、1年になったら4分の1になるとかそういったものではなくて、基本的に固定費の部分が大半を占めますので。

◎坂本（茂）委員　固定費も含めて6,000万円言うたやない。けれど、それと比較するものを試算してないんやから。

◎山岡高等学校課企画監兼再編振興室長　うちのほうで試算した中では、1食当たりの費用も仮にですけれども出しております。国際中の場合、20年続くとして、それが今の試算では350円ぐらいなんですけれども、4年間、南中に配送する場合は、1食当たりが513円。またそれが短くなって、3年になりますと727円。それから2年間になりますと1,263円。1年間になりますと3,400円ぐらいなるというようなこともありますので、そういったことも踏まえて、判断したというところがございます。

◎坂本（茂）委員　トータルで、その食当たりのことを今言いゆうがやないです、1食当たり幾らみたい。それは人数が減っていったら、ふえていくのは当たり前。けどトータルでお宅は、6,000万円の投資が必要やと言うから。じゃあ6,000万円と比べて幾らなのかいうことを聞きゆうわけで。

◎山岡高等学校課企画監兼再編振興室長　具体的には代替措置というのは、県としては決めているわけではないですけれども、南中学校のPTAの方とも話中で今上がっているのが、例えば、南中学校の食堂が1食390円のお弁当なんです。これが今のところ、高知市の

給食センターから配送される給食が280円というところもありますので、もし補填措置を講じるのであれば、1食110円というのを、一つの目安になるのかなということもありまして、それとの比較という部分もあると思っております。

◎坂本（茂）委員 計算しちゅうやか。それトータルで全部言うてみてください。大体ね、さっきから言うように、余りにも費用対効果とかそんなことで、本当はあらわせるもんじやないと思うんですよ。

◎山岡高等学校課企画監兼再編振興室長 費用対効果の部分は、県の理由でもありますけれども、もともと高知市から、なかなか食の安全とか、2時間以内に配送することが難しいということもありましたので、県としては、今高知市が工事に着手してしまっていて、委託のほうもこれから民間委託するということで準備も進めておりますので、今から7校を8校にというのはなかなか難しいと思っております。その上で、今言われた経済的な部分につきましては、PTAの方も含めて1度お目にかかりまして、県も行ってお話しした上で、給食の配送が難しいということについては御理解をいただきました。今後は、経済的な部分、格差を埋めるといったところについては、具体的に協議を続けていきたいと思っております。

◎坂本（茂）委員 さっきから言うように、高知市は無理やと言ゅうと。だから仕方ないと言いながら、一方でお金はかかるかもしれんけれども、6,000万円の投資をすれば、この子供たちの給食は保障できる。しかも、教育長は費用負担ができないとは言っていないと言っやったら、やろうと思ったらできるわけよね。けれど、そこに費用対効果という言葉が出てくるからよね、結局それと合わせ考えたらできないという結論になっちゅうがやないですか。

◎山岡高等学校課企画監兼再編振興室長 人数も限られている中で、限られた時間ということもあって、そういった6,000万円がかかるということ。それと、前提として、給食の配送が、なかなか8校は難しいということがあります。市立の中学校には、食堂が基本的にはないと思うんですけども、南中高の場合は高校に食堂がありますので、そういったこともあわせて考えれば、お昼御飯を食べれないという事態は生じない。お弁当を持って行かなければ、給食はとれないという事態も発生しないということもあわせ考えまして、こういった結論になったということです。ただ食堂でお弁当をとる場合の390円と、給食が配送できておれば280円ということのその差額については、基本的にそういったところを埋めるとということも、一つの選択肢として、今後財政とも話をしていかなければなりませんので、その方法ありきではないですけども、一つの選択肢として考えていかなければいけないと考えております。

◎坂本（茂）委員 繰り返しになって、全然かみ合わんと思いますんで、もうこれ以上言いませんけど。さっきの教育長の言う理屈で言うたら、できんことないということにな

ると思いますよ。お金をつぎ込んだらええわけですから。

◎田村教育長 本質的に言うと、給食格差という言い方になってますけれども、要はその格差をどうするんだという話やと思うんですよ。それについては、冒頭で企画監が御説明したように、経済的な格差についてはもちろん議会で御承認いただけないといけないですけども、解消する方向で我々としては考えていきたいということがございます。それから食育という面で言うと、学食で買った給食とか、持参してもらった弁当も使って、しっかりと食の喜びだとかそういうようなことも含めて、担任の教員がやっていくという食育の面も、給食と変わらない形で実施をしていこう、100%給食と同じまではいかないかもしれませんが、食育の面の手だてもちゃんとやっていこうということでございます。そうした形で経済的な面、それから食育という面でも、手だてを講ずるという方向であれば、給食センターからの給食配送が受けられなくても、御理解いただけるのではないかなと、我々としては考えているということでございます。

◎坂本（茂）委員 結局は、数年後にはなくなる学校やからもういいでしょうということなんじゃないですか。そうとしか思えません。

◎加藤委員 今後いろんな検討をされるということでございましたけれども、中村中学校と安芸中学校の給食はどんな状況ですか。

◎山岡高等学校課企画監兼再編振興室長 県としましては、安芸中学校と中村中学校、県立の2校についても給食のことについては考えております。安芸市と四万十市に平成28年1月、28年4月にそれぞれ給食センターできましたので、そこから県立の安芸中、中村中に何とか配送できないかとお話はさせていただいておりますけれども、現時点でまだその余裕がないと。市立の中学校に配送するところでぎりぎりですよというお答えをいただいております。県としても、もしその両市の給食センターの稼働の部分で余裕ができれば、給食も検討させていただきたいと思っております。

◎加藤委員 中村中学校なんかは、宿毛市から通っているお子さんも多くて、朝も早い中でお弁当をつくって、御両親も頑張っています。あまり食堂を使っている事例もないように聞いてますので、ぜひそうやって、できれば給食を食べられる状況ができれば、1番ありがたいなと思います。一方で今回、高知国際中学校の給食の配送がかなうのは、すごくいいことだと思いますね。高知国際中学校の生徒にとっては非常にいいことだと思います。ただ、高知南中学校の場合は、悪くなるわけではないので、高知国際中学校が運よくと言っていいと思いますけど、たまたま空きがあって入れるようになったということですので、確かに心情としては、一緒にできれば1番いいなと私も思いますけど、中村中学校それから安芸中学校の御両親も一生懸命そうやって頑張ってるので、そういういろんな状況も勘案して、今後御検討いただければなと思います。

◎坂本（孝）委員長 いろいろ意見が出ましたけれども、この問題については格差是正と

か、食育面の配慮、そういう県の方針で、今後またよろしくお願ひしたいと思ひます。

質疑を終わります。

〈高等学校課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、県立学校統合校の校歌・校章・制服について、高等学校課の説明を求めます。

◎山岡高等学校課企画監兼再編振興室長 続きまして、県立学校統合校の校歌・校章・制服について御説明させていただきます。報告事項の赤の高等学校課のインデックスをごらんください。高知国際中学校・高等学校と須崎総合高等学校の校歌・校章・制服について、県教育委員会の方針を説明させていただきます。

まず、高知国際中学校・高等学校の校歌は、高知西高等学校と高知国際中学校・高等学校が同居する平成30年度から平成34年度までは、式典及び体育祭等の合同行事で、中高同じ校歌を歌うことで一体感を育むため、高知西高等学校の校歌を高知国際中学校・高等学校の校歌とすることとしています。なお、平成35年度に改めて校歌が決定するまでは、引き続き使用することといたします。平成35年度中に高知国際中学校・高等学校の生徒のみになった時点で、改めて在校生徒の意見を聞き、県教育委員会が決定することとしています。

下の表に、現在の高知西高等学校の敷地で学ぶ、学校別の生徒の推移を載せていますが、平成30年度に高知国際中学校1年生が、平成33年度に高知国際高等学校1年生が入学し、平成35年度に全て高知国際中学校・高等学校の生徒になります。

次に、須崎総合高等学校の校歌は新たなものとし、生徒等が作詞し、ソングライターの織田哲郎氏が作曲を行い、県教育委員会が決定することとしています。

次に、高知国際中学校・高等学校と須崎総合高等学校の校章は、新たなものを公募し選考することとしています。選考については、選考委員会を設置し、検討過程において事務局が学校関係者の意見を聴取した上で、選考委員会が候補を決定することとし、その候補の報告を踏まえて、最終的に県教育委員会が決定することとしています。

高知国際中学校・高等学校の制服は、新たなものを募集し選考することとしています。選考につきましては、校章と同じ手続で行います。

次に、須崎総合高等学校の制服は、平成27年度に新たなものを決定済みであります。今年度、須崎工業高等学校、須崎高等学校に入学した生徒は、平成30年度まで須崎工業高校、須崎高等学校の生徒として学習し、平成31年度に須崎総合高校の生徒として卒業することになります。

以上から、高知国際中学校・高等学校の校章と制服、そして須崎総合高等学校の校章について、下に書いております県立学校統合校校章等選考委員会を設置し、これまで4回の会議を開催しています。委員長は、高知大学教育学部長の藤田詠司氏、委員は高知工科大

学システム工学群副学群長の重山陽一郎氏、そして統合校の職員として、高知南高等学校・高知西高等学校・須崎工業高等学校・須崎高等学校の各校の副校長の6人で構成されています。

1回目は、5月25日に開催し、校章や制服の決定に関する教育委員会の方針やスケジュール、候補の選考方法などについて検討を行いました。

2回目は、7月12日に開催し、制服に関するプレゼンテーションを行い制服メーカーを選定いたしました。その結果、高知菅公学生服株式会社に決定しています。

3回目は、8月30日に開催し、校章候補の第1次候補とメーカーによる制服候補の提案が行われました。校章候補につきましては、6月15日から8月15日までの2カ月間公募を行いました。応募数は高知国際中学校・高等学校が82点。内訳は、県内が31点、県外は23都道府県から51点でした。須崎総合高等学校は78点で、内訳は、県内が34点、県外は23都道府県から44点でした。グラフィックデザイナーのほか、中学、高校生からの応募もありました。その中から高知国際中学校・高等学校と須崎総合高等学校について、それぞれ6点の校章候補が選ばれております。またこの会では制服候補5点の提案もあり、色や柄の異なる3種類のブレザータイプとスーツタイプ1種類、詰め襟、セーラータイプが1種類でした。

4回目は、9月12日に開催し、制服候補に対する意見集約を行いますとともに、制服メーカーに対する質疑応答などが行われました。

5回目は10月下旬ごろに開催したいと考えておりますけれども、この4回目と5回目の間に、関係校の学校関係者の意見を聞くことになっています。なお、須崎工業高等学校と須崎高等学校の学校関係者からの意見の聞き取りは既に済んでおります。

その後、選考委員会が校章候補、制服候補を決定し、その候補の報告を踏まえて県教育委員会が決定することになっています。

説明は以上です。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎西森委員 一般質問でもいろいろとお聞きをしましたけれども、さらに幾つかお聞きをしたいと思います。あわせて、先ほど委員長の了解をもらって事前に教育委員会からいただいていたスケジュールと方針、要綱とかは、各委員に配らせていただいております。

本会議のほうで言わせていただいたのは、まず同居する平成30年度から平成34年度までは、式典及び体育祭等の合同行事で、中高同じ校歌を歌うことで一体感を育むため、高知西高等学校の校歌を高知国際中学校・高等学校の校歌とするという、この方針に関して、一体感を育むということ、歌う、歌わないということ、新しい学校に、新しい校歌をつくる、つぐらないということは、別次元の話ではないでしょうかということをおっしゃっていただきました。

それと、選考委員会をわざわざ設置して、そこで校歌・校章・制服の候補を決定し、教育委員会に報告をするということになっているわけですが、その目的がありながら、検討を決定する内容の中から校歌が外されているということは、おかしいのではないかとということも言わせていただきました。

あと、30年度から34年度までは西高の校歌を歌う、校歌とする。35年度中に国際中高の歌を決定するというになっているけれども、それだったら35年度の入学式には間に合わないのではないですか、ということも言わせていただいたところです。

あと教育長の答弁の中で、校歌・校章・制服の選考委員会の目的がありながら、なぜ検討事項の中から外されていたのかということを知りましたところ、教育長は、既に決定しているの、これに関してはのけたという話がありました。

そこで教えていただきたいんですけど、確か3月に決定をしましたという答弁があったと思います。3月のいつの時点で決定をしたのか。3月の何日か、教えていただけますか。

◎山岡高等学校課企画監兼再編振興室長 3月22日の教育委員会検討会に報告して、決定したと。

◎西森委員 3月22日の教育委員会で決定したということですかね。教育委員会で、国際中高の校歌は西高の校歌とするということを決定したと。そこで聞きたいんですけど、なぜ校歌だけを別扱いにしたのかを教えてください。校章、制服とセットで検討していきましょうという方向の中で、なぜそれだけ別扱いにしたのか。

◎藤中次長 3月22日に教育委員会で議決するに当たって、それまでに両校の関係の方々と一緒に話も聞きながら進めていた経緯がございまして、その担当が私と前の企画監ということで、私のほうから少し御説明させていただきたいと思います。

昨年12月に校名が決まった際に、今後は、残り1年数カ月間に校章・校歌・制服について決めていかなきゃいけないと。限られた中で決めていくということで、今まで校章・校歌・制服につきましては、基本的には学校の内部的なものとして決めていく部分でございましたので、まずは県教委が方針を決めてやっていきたいという考えを、県教委の中では検討しておりました。

そういった中で、2月の段階で両校の関係者の方々に、この三つのことについてはどういうお考えを持っているのか、御意見をいただきました。改めて3月の段階で、そういった御意見も踏まえながら県教委としてどうしていくのかということを決めた際に、議会でも御説明しましたように、国際中高の校歌については、統合前の学校と統合後の学校が同居する形での状況になって、そういったところでの一体感という部分を含めて、30年度から34年度までは同じ西高の校歌を、西高という校名も入っておりませんし、それから内容的にも教育理念と通ずる部分、つまり統合前と統合後の学校ということも含めて、そうい

った意味で県教委と決定し、他の校章、制服については、県教委として新しいものをつくるということで、3月の教育委員会で議決をいただいたと。そういった経緯でございます。

◎西森委員 先ほどの説明だと、2月の両校との協議を踏まえて、3月に決定をしたという話だったと思うんですけども、この2月の両校と教育委員会との協議の段階で、いろんな声があっているんですね。先ほど、そういうものを踏まえて決定したということですけども、そのときどういう協議がなされたのか。

2月8日、西高の関係者と協議しています。その中で西高の関係者、こういうふうに言われているんですね。検討委員会を立ち上げて検討するよりも、決め方は事務局で決めてほしい、と言っていますね。一方、南高校は、2月14日に協議をしているわけですけども、その関係者は、当然校歌・校章・制服は、今の既成のものにはならないと思っているが、この方向からずれるのなら事前にその方向性を示してほしい、ということも言われております。1番心配するのは、西高の意見に配慮して校歌が残るのであれば反対させてもらおうと。これ、南中高の関係の方が言われているんですね。

この協議を踏まえて教育委員会の方針を決定したということになると、西高の意見しか聞いてないんじゃないのという話なんですよ。何で南中高の声は聞いてないんですかね。

◎藤中次長 委員御指摘ありました、2月の段階で両校の意見を聞いた時、特に西高については、校歌・校章・制服についてはいずれも変えてほしくないという御意見でございました。南中高につきましては、当然新しい学校になるんだから、全て新しいものができる、そういった御意見でございました。そうした御意見を伺った上で、私どもとしては基本的に県教委として決めていきたいということは発言をさせていただきました。そして中身については、次回御説明するときに、どういう形でやっていくのかということの御説明をさせていただいたという部分。次回の部分で、やりとりをさせていただきながら御意見もいただいて、県教委の考え方も説明しながら、最終的に一定了承いただいたという流れになっております。何回かのやりとりは、させていただいているということでございます。

◎西森委員 県教委で決めたいということでありましたけれども、それであれば、校章・制服も県教委で決めればよかったですよ。なぜ校歌だけ検討委員会に検討してもらわずに決めたかということになるわけです。それは西高の声を反映させた、南中高の声は全く反映させなかった、ということでしかないということになると思うんですけども。

◎田村教育長 県教委で決めてもらいたいという趣旨は、我々として受け取ったのは、校名問題で随分いろいろと学校関係者の御意見も直接お伺いをして、最終的に我々として決めさせていただいたという経緯がございます。そうした中で、校名じゃない校歌・校章・制服等については、そこはもうその学校関係者がそのことについて具体的にどうこう言うよりも、県教委が責任を持って決めてもらいたいと。そういう趣旨として、我々としては受け取ったということでございます。選考委員会を設けておりますけれども、これはあく

まで県教委の内部組織でございますので、県教委の権限の委託をしてやってもらっているという関係であります。あくまでこの検討委員会も、県教委の内部の話と我々は考えています。そういう形で決めさせていただくという、そういうことでございます。

◎西森委員 まだ校章も、制服も決まっていない。なぜ、校歌だけを早く決めないといけなかったんですか。

◎田村教育長 どこかでは決めないといけないということで、どういう決め方をしていくかと。選考委員会に委ねるものと委ねないものはどうするのかという、そういう判断をまずしないとけないということがございました。そういう中で、我々としては、先ほど来御説明して、資料にもありますように、同居する学校の生徒同士が、そこは一定一体感が持てるような形で、校歌については西高の校歌を使うということがいいんじゃないかという判断に至ったということでございます。

◎西森委員 だからそこはもう一般質問でも話をした。本来であれば別の次元の話ですから。その合同行事で歌を歌っていこうということと、学校の校歌をつくるということは別問題なんです。それを混同しているような気がします。

その後、2月のそうした協議を受けて、3月13日と3月15日に、それぞれ西高と南中高で説明をしているんですね。そのときには、皆さんにお配りをさせていただいた1ページ目のこの資料で説明をされてるわけですね。そのときはこういうふうに言われているんですよ。前回、西高、南中高の関係者の御意見をを受けて内部で協議した結果、この内容で進めさせていただくと。もうこのときには決まっているんですよ。さっき22日と言いましたよね。このときもう決まっているじゃないですか。22日というのは後づけじゃないんですか。説明会を13日と15日にやったときにこれで行かせていただきたいと。この内容で進めさせていただくということを明確に両校で言われてますよこれ。

◎田村教育長 当然、方針はそういう形でやらしてもらいたいと。ですから、決め切ったことをそこで話したということではない、ということです。最終的に決定したのが22日。それまでに、こういう方向でいきたいということはお示しをして、御了解をいただいたと。そういうことかと思っています。

◎藤中次長 教育長が言われるように、方針を説明させていただいて、その段階でいろいろ御意見もいただきました。そうした部分で修正をかけて、22日の教育委員会協議会にお諮りをさせていただいたということでございます。3月15日にお示したものが鉄板で、もうそれが決め切って、もうそれでできているということではない。途中、その後修正もかけております。御意見をいただきながら、ということでございます。

◎西森委員 修正をかけたのは、34年度以降どうするかというところに関しての修正なんですよ。だから30年度から34年度までは、もうこの西高の校歌を国際中高の校歌にするということに関しては、一文字も変わってないんですよ。修正なんかされてないんですよ。

それで納得されたと言われてはいますが、これ納得してないんですよ、南中高の方は。納得してないんですよ。ちゃんと所感で書かれていますよ。最後は納得できていないがという、納得してないんですよ。

◎藤中次長 委員御指摘のように、3月15日に南中高の関係者に御説明したときには、その原案をお示して、そこの部分については、特に南中高の皆さんについては、新しい校歌を決めるところを非常に主張されておりました。ただ県教委としては、変える変えない、そういう部分は35年度に改めて検討するという書きぶりにさせていただきました。ただ、その部分が不明確だということでの御指摘があったというところでございます。

◎西森委員 本会議場でも言わせていただきましたが、35年度中だったら入学式には間に合わないわけですよ。そこのところのお話させていただきますけれども、教育長は、あのときの答弁は、西高の校歌をそのまま使うというような答弁をされたと思うんですよ。だけど、きょうの報告にもそんなこと一切書いてないですよ。35年度中に改めて在校生との意見を聞き、県教委が決定するということですから。だからそういうふうになると、根底からこの方針自体の前提が崩れるということも、本会議場でも言わせていただいたわけですが、実際もともと教育委員会の中では西高校を残して、南中高を廃校にするという考えがあったんじゃないですか。

◎田村教育長 決してそういうことはありません。本会議でも申し上げましたけれども、35年度に卒業する段階で、どういう校歌で卒業したいかということ、生徒の皆さんがみずから判断してもらいたいということで、当初から我々説明させていただいているところでございます。

◎西森委員 西高の関係者がここまで校名にこだわり、校歌にこだわるということを考えていったときに、本来、西高として残すという話が既にされていて、その形で進んでいくということになっていたけれども、けど途中で統合だということになったがゆえに、納得ができないということを考えていくと、そういうストーリーがつながっていくと思うんですね。

たしか3年前だったと思うんですが、1番最初、私、総務委員会にいたときですが、資料が教育委員会から出されました。そのときの資料はたしかこういうふうに書いていましたよ、高知南高校を西高校に統合するって書いていたんですよ。それはおかしいんじゃないですかって言ったんですよ。統合であれば、高知南高校を西高校に統合するんじゃないんですよ。統合するんだったら、高知南高校と西高校を統合するんですよ。出てきた1番最初の資料でしたよ。これは違うんじゃないの。南高校を西高校に統合すると。南高校を西高校にと言うと、吸収合併という言葉になるんじゃないですかということをおっしゃっていただいたんですよ。その後、資料を変更してきましたよ。南高校と西高校を統合する、という表現に変えてきました。

だから、そもそも本当は、教育委員会はそういう形で進もうとしていた。だけど余りにも南中高の反対があるから、それを何とかせんといかんということで、こういう形になっていったけれども、西高の人たちが納得しない。校名に対しても、あれほどの反対が起こる。もうこれ以上いろいろ言われたくもない。そういうことで、もう西高の関係者の意見を配慮して、いろいろ西高とすり合わせしているときに、いろんな言葉を言われたんじゃないですか。どうですか。

◎藤中次長 委員御指摘のような内容については、私どもとしては、あくまで両校が対等に統合して、新たな国際高校をつくるという考え方で進んでおります。校名が決まった後、この三つについてはどういう考えでいくのかということで御説明をさせていただいて、その際に、西森委員のお手元にある議事録でもあると思いますけれども、あくまでゼロベースで考えていくということで言わせていただき、西高の関係者にも、南中高の関係者にも、両方に同じ説明をさせていただいております。

◎西森委員 漏れ聞くところでは、相当西高の関係者がきつく言われたという話も伺っております。それで実際のところ、34年度が終わった時に校歌がないわけですよ。それを考えたら、34年度中に新たな校歌をやっぱりつくるべきですよ。少なくとも。これはどうなんですか。

◎藤中次長 その議論も、3月の南中高との協議の中でありました。実際に30年度に国際中学校が入ってくる段階、あるいは国際中学校の3学年がそろって33年度に高校入学する段階、あるいは35年度に全員になる前の34年度の段階。こういった幾つかの場所で、校歌をつくることもできるんじゃないかと、そういった御意見もありました。ただ30年度から34年度の間は、一体感を目指すために西高の校歌を使うという形でやっていきたいと。改めて35年度になるということで、両校の関係者の皆さんには、35年度の入学式については、西高の校歌を使うということで御説明はさせていただきました。委員の言われるように、このペーパー上は34年度まで、35年度中に新たな校歌ということで、その部分が書かれてないと言われたら、十分ではなかったかもしれませんが、関係者に説明する際はそういったこともしっかり説明した上で、お話を進めさせていただいたという経緯がございます。

◎西森委員 それだったら、方針が決定された資料に、36年度中まで校歌にするとかということを書き込んでおけばいいじゃないですか。これを書いておいて、後でですよ、いやいや、それは書いてないけど話をしていましたなんていう、そんなのいけないんじゃないですか。

それと考えてみてください。国際中高の子供たちが、西高校の校歌を1年生で歌い、2年生で歌い、3年生で歌い、高1、高2、高3、ずっと歌ってきた子供たちが歌を変えると思いますか。

◎**田村教育長** 国際中高の生徒については、国際バカロレアの教育プログラムを中心に、新しい理念に基づいた教育を受けるということになると思います。そういった教育を受けた生徒が、じゃあどういう校歌で卒業したいのかということ、それは適切に判断してもらえらると思っています。

◎**西森委員** それだったら、ぜひこの中に新たな校歌という言葉を入れてもらいたいですよ。委員長、委員会としてぜひ要請をしてもらいたいですけど。

◎**坂本（孝）委員長** いろんな議論が出ていますけれども、校章、制服については新たなものという言葉が入っているわけですね。校歌については、それが入っておりません。そのためにいろんな疑義が生じ、議論が生じてきていると思います。教育委員会として、この校歌の部分へ「新たに」という言葉を加えることができるのかできないのか。どうですか。これは要請したいと思いますが。

◎**田村教育長** その件については、適切に判断するという事は、使い続けるかどうかということも含めて、適切に判断してもらえらる。そういうことで説明させていただいてますので、今までの説明と違う形になります。

◎**西森委員** どう違う形に。

◎**吉良委員** 改めて在校生徒に意見を聞きということは、そのまま西高の校歌が、そのままいいよということも念頭に置いた書き方なのね、これは。

◎**田村教育長** あり得るということです。

◎**吉良委員** だから、そのまま行っちゃうということもあるわけやね。やっぱり校章も制服もね、新しくなっているわけですから。札幌開成中等教育学校は、いろいろ経緯があって、谷川俊太郎の歌詞だからそのまま残ったというのがあるんですけども。でも普通一般的に考えたら、新しくなるだろうと思いますわね。そこら辺で、誤解が出てきているというふうに押さえたらいいいのかなと。

◎**坂本（孝）委員長** この校歌の関係で、改めて在校生などの意見を聞きということですが。この在校生の意見の中で、もし今までの校歌でないものを歌いたいとか、今ふうのこんな言葉も入れたいとか、どうなるかわかりませんが、そういう要望あれば変わっていく可能性はあるということですか。

◎**山岡高等学校課企画監兼再編振興室長** 新しい要望、新しい校歌にしたいということであれば、平成35年度中に、在校生から委員会など設けた上で。

◎**田村教育長** まずは、35年度初めに校歌を今の歌のままでいいのか、それとも変えたいのかをしっかりと聞きます。その前段に、入学した段階で、35年度までは西高の今の歌を使いますと。ただし35年度の段階で、そういう判断をしてもらいますということは、あらかじめ話をさせていただいた上で、35年度の最初に、そもそも校歌についてどう考えますかということを確認した上で、別の歌にしたいという意見が多ければ、そういう方向でい

かせていただきたい。そういうことでございます。

◎坂本（茂）委員 歌いなれている歌でいいという話になりますよ。

◎西森委員 教育長は、バカロレア教育をやるからそういう意識は持つだろうと。はっきり言いますけれどもね、校歌を変えるという思いにならなかつたら、バカロレア教育は失敗したということですよ。そこまで言うていいんですか、教育長。

◎田村教育長 バカロレア教育というのか、そもそも自分たちがその学校を卒業するとき、どんな歌で卒業したいのかをしっかりと考えてもらうということだと思っています。

◎西森委員 よく考えてみてくださいよ。5年間ずっと歌い続けるんですよ、行事のたびに。愛着が出ますよね。言ってみれば、今は教育委員会として結論を出しませんよ。生徒たちにある面では丸投げですよ。そのときもし、いろんな形で生徒たちに対して、今回のような校歌を残せとかという圧力が、もし、万が一ですよ、かかるようなことがあつたらこれは大変なことだと思いますよ。そういう心配がありますよね、これを見てみると。いろんな行事はやって歌わしていかないといけない、みたいなことを言っていますからね、協議の中で。だから、新しいという言葉は僕は入れてもらいたいですよ。これは要請として。ぜひ。

◎田村教育長 要は、その校歌についてどうすべきかということを中心に判断できる、そういった素質、素養は身につけてもらえるんじゃないかなと思っています。あくまで主体的に判断してもらうということだと思っています。

◎坂本（孝）委員長 そしたら、どうでしょうね。「新たな」というものを入れてほしいという意見もあるわけですけど。

◎西森委員 それは、委員会として要請してもらいたい。

◎坂本（孝）委員長 それで、この校歌の下段に「改めて在校生などの意見を聞き」とあるわけですが、ということは、この意見の聞き方というのが、非常に大事になってくるわけですね。その上で、ここで生徒の自主性を尊重する。よそからいろんな意見が入ってきてもいかんよ。生徒の自主性を尊重した決定の方法をとるということも、入れることができますか、そういうことは。

◎田村教育長 もちろん、もともとそういう考え方でございますので、そういうことを入れることは可能です。

◎坂本（孝）委員長 そういう言葉が入ってないと。

◎坂本（茂）委員 けど自主性を尊重して聞きといても、最後は県教育委員会が決定するようになっちゃう。だから、自主性は尊重しましたけれども、こうですということは、県教委が決めるわけやき。そのときに新たなものになるかならんかでは、また違うと思うんですよ。

◎田村教育長 県教育委員会で決定するというのは、形式上はどうしても、最終的に決定

する権限は教育委員会にありますので、それはそういうことにはなりませんけれども。尊重するということですから、当然、生徒の考えによって決まるということだと思っています。

◎西森委員 本来、教育委員会が決定する内容じゃないんでしょう。本来は学校の中で、国際中高の中で決定していく内容じゃないんですか。

◎田村教育長 権限ということに関して言えば、教育委員会に委ねられているということでございます。ただし、これまでの実際の決定の方法としては、本来最終的には教育委員会が決定権限を持っているものを、学校に委ねて、学校の中で決定してきたものを教育委員会が最終的に認めると。そういう関係だと思えます。

◎西森委員 それは全ての学校における校歌において、そういうことだということですか。

◎田村教育長 基本的にはそういうことでございます。

◎坂本（茂）委員 もう一遍、「新たな」という言葉を入れられない理由をきちっと、明確に言っていただけますか。

◎田村教育長 学校関係者に説明したときと違ってくるという、そういうことでございます。

◎坂本（茂）委員 そしたら、それはまた説明し直したらいかんのですか。議会からのこういう要望もあって、新たな校歌を、35年度にはつくりますというふうにしたいと思えますということを、説明していかんがですか。

◎西森委員 説明したらいいですよ。

◎坂本（茂）委員 説明できんがですか。

◎田村教育長 説明できないことはないと思いますけれども、ある意味、前言撤回という部分になりますから。そこは慎重には考えたいと思いますけれども。

◎吉良委員 新校歌にするかどうかも含めて、改めて在校生徒の意見を聞くということなんでしょう。でも普通に考えると、私なんかもう新しい校歌になるというふうに思い込んでいるわけよ。

◎西森委員 思い込んでいる。みんなそうでしょう。だけどそうじゃないと言うんだから、びっくりする。

◎吉良委員 でもそうじゃないと。あくまでも生徒たちに聞いて、それに従おうということなんです。それは、非常にそこで誤解が含まれているわけなんで。新校歌にするかどうかも含めて改めてというふうにしたらまだ説明がつかますが。今までの説明と矛盾なく説明できるんですか、ということでしょう。改めてといたら。新校歌にするかどうかも含めて改めて聞くということでしょう。それがいいからね。

◎西森委員 できんことはないということですから。これは委員会として要請をして、そのことは両校に説明をしてもらいたいということですよ。

◎加藤委員 随分議論も出て深まったと思います。委員長報告のときにどういう内容にしていくのか、また改めて議論をしたらどうかなと思います。この場で報告を受けて、議論が深まりましたんでね。それを受けて我々がどう報告に書いていくかということなんじゃないでしょうか。

◎坂本（茂）委員 今、こういう意見が出たことを書いたらいいですか。例えば、今の校歌も含めて、生徒に決めさせてもらうというふうに言うた、教育委員会の説明でいいじゃないかという意見は、今出てないわけですよ。それは出てないということの前提で、今出された意見を、委員長報告の中に列挙するというのでいいですね。

◎坂本（孝）委員長 生徒の意見を自主的に聞く。判定は教育委員会がするけれども、自主的に聞くというのが一つ出たわね。さっき。

◎坂本（茂）委員 それは教育委員会の説明はこうやけれども、それに対して委員からはこうだったという、そういう書き方するじゃないですか、普通。そういうことでええですという。

◎坂本（孝）委員長 それも入れないかんし。それから、これまでの学校関係者への説明と違う形になるという説明があったわね。

◎坂本（茂）委員 だから、執行部はこう言って説明したと、委員からはこういう意見が出たと、こういう書き方でいいですねというが。

◎坂本（孝）委員長 そうそう。そういうことをせんとね。

◎坂本（茂）委員 出てないことは書く必要ないですから。

◎坂本（孝）委員長 それが報告じゃ当然。

◎西森委員 それで要請もしてもらいたいですよね。

◎坂本（孝）委員長 委員会としての要請ね。

◎西森委員 両校へまた説明をして、新たにという言葉を入れるという。

◎坂本（孝）委員長 そしたら要請の中身としては「新たに」を。

◎加藤委員 それはもう、取りまとめでやってください。

◎田村教育長 一つだけ御理解いただきたいのが、校名問題ということではないと思いますけれども、非常に統合についていろんな経緯があった中で、相当センシティブな部分がございます。そのことについて、今まで決定してきたことを変えるということについては、相当な混乱というか、そういったことが起き得る可能性があります。せっかく今新しい学校に向けて準備を進めて、これから入学生を募集していく段階において、我々としては、そういった混乱はできるだけ避けたいという思いがあるということは、御理解いただきたいと思います。

◎西森委員 私も、西高の関係者の方から話を聞いても、新しい学校ができて新しい校名になって、新しい校歌ができる。当たり前のことでしょうという、西高のOBの方ですよ。

こだわると言ったらあれですけれども、ごくごく一部の関係者の方の意見ではないかというふうに思います。新しい学校ができて、新しい歌ができる。それは当たり前のことです。

◎加藤委員 そしたら委員長報告で取りまとめましょう。

◎坂本（孝）委員長 それでは、要請とかいろんな問題もありましたけれども、全員の意見が一致していないようですので、きょうの意見については、委員長報告に入れて報告していくということにしたいと思います。

質疑を終わります。

〈高等学校課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、県立高等学校再編振興計画後期実施計画の策定について、高等学校課の説明を求めます。

◎山岡高等学校課企画監兼再編振興室長 続きまして、県立高等学校再編振興計画後期実施計画の策定について御説明させていただきます。報告事項の赤の高等学校課のインデックスに、県立高等学校再編振興計画の実施計画、平成31年から35年度策定スケジュールがありますが、その前に現在の県立高等学校再編振興計画について、別添の概要版、別添で既にお配りしているかと思えますけれども、その概要版で御説明させていただきたいと思えます。

概要版の表紙に記載しておりますように、県立高等学校再編振興計画は、県教育委員会が平成26年10月に生徒数の大幅な減少への対応や、グローバル教育の推進、震災に強い教育環境整備などのために策定したものです。

県立高等学校再編振興計画は、平成26年度から10年間の県立高等学校のあり方と方向性を示した基本的な考え方と、その基本的な考え方に基づいて県立高等学校の再編振興を実現するための具体的な実施計画という2段構成で策定されています。その実施計画は、平成26年度から平成30年度までの前期と、平成31年度から平成35年度までの後期に分けて策定することとしています。

後期実施計画は、前期の実施期間中の適切な時期に策定することとされています。したがって、平成30年度中に後期実施計画を策定するためには、現時点から作業に着手する必要があります。そのため、その策定スケジュールについて、先月25日の臨時教育委員会で決定いただきましたので、御報告をさせていただくものです。

もとに戻りまして、赤のインデックスの報告事項、高等学校課をごらんください。県立高等学校再編振興計画の後期実施計画策定スケジュールです。県立学校の再編振興計画は、平成31年度から平成35年度が後期の実施計画の期間となっています。平成31年度から計画をスタートさせるには、本年度から計画の策定に向けて準備に着手する必要があります。先ほども申し上げましたように、先月25日の臨時教育委員会で、策定スケジュールについて協議し決定をいただいています。今後、県議会に対しましても、議論の進捗状況に応じ

て必要な御報告をしていきたいと考えています。

まず、後期実施計画の中間取りまとめ（たたき台）の策定に当たりましては、教育委員会協議会という公開の場で、広く県民の方の意見を聞きながら、取り組みを進めていきたいと考えています。

前回の県立高等学校再編振興計画では、事務局のみでたたき台を決めていたため、統合の対象となる学校中心に再検討する会を実施した経緯があります。今回の後期実施計画の策定は、たたき台を出す前の段階から、広く地域の皆さんの声を聞きながら、公開という形をとり、丁寧に実施したいと考えています。

教育委員会協議会は、月に1、2回のペースで開催することとしています。1回目は、県立中学校、高等学校の現状等に関する会議を開催します。前期実施計画では、下にも書いてますけれども、東部、中部、北部、高吾、幡多の5地域に分けて検討していただきましたので、2回目以降は各地域に出向いて、地域別に各地域内の学校について、再編振興に関する意見を聞く会議を開催したいと考えています。地域別会議を2回目から6回目まで行い、その後地域別会議で出た意見を踏まえながら、中間取りまとめ（たたき台）の策定に向けて、委員が協議を行うことにしています。

平成30年度当初、4月下旬に中間取りまとめ（たたき台）の決定を行い、その内容を公表したいと考えています。これは入試出願・検査の後に中間取りまとめ（たたき台）の策定、公表を行うこととし、生徒の皆さんの入試に影響を及ぼさないようにするためです。

それ以降は、最終取りまとめ（パブコメ案）の策定に当たり、大きな影響が予想される学校を中心に、県民の皆様の御意見を聞くことにしています。大きな影響が予想される学校の関係者、校友会やPTAなどにも参加していただき、開催したいと考えています。

平成30年9月ごろに最終取りまとめ（パブコメ案）を決定し、パブコメを踏まえた修正を行い、平成30年12月には後期実施計画を策定し、年明けからは計画の周知に向けた地区別説明会を開催したいと考えています。説明は以上です。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎吉良委員 この協議会ですけれども、構成はどうなるんですか。2回目以降は地域ごとに出ていくわけですけれども、構成員の構成が変わるのかということ。

◎山岡高等学校課企画監兼再編振興室長 教育委員会協議会のメンバーは教育委員です。

◎吉良委員 そうすると、2回目以降は誰に対して意見を、出席はどういう人を予定してるんですか。

◎山岡高等学校課企画監兼再編振興室長 教育委員が各地域に出て意見を聞くんですけれども、その学校が所在する市町村の市町村長、あるいは教育長などを想定しております。

◎吉良委員 行政関係の方のみならず、どうせお聞きするなら教職員団体も含めて、その地域の要望を聞くという姿勢が大事だと思うんですけれども、どうですか。

◎山岡高等学校課企画監兼再編振興室長 基本的に、首長だけではなくて、その会場に来ている方から意見を聞く場も、時間的には設定したいと考えております。

◎吉良委員 ということは、社会的なさまざまな子供にかかわる活動をなさっている方々、県立高校ですので、限られると思うんですけども、そういう方々だとか。教職員団体にも出席の要請を依頼すると、要請文を出すということですね。

◎田村教育長 要請文というところまでは考えておりません。こういう会をやりますということは、できるだけ多くの人にお知らせするようにはしたいと思っています。

◎吉良委員 いずれにしても、きちんとした周知をして、皆さんがこれに心を寄せるといような協議会にさせていただきたいということを要望しておきます。

◎山岡高等学校課企画監兼再編振興室長 きちんと周知をして、開催していきたいと思えます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈人権教育課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、高知県いじめ防止基本方針の改定について、人権教育課の説明を求めます。

◎西内人権教育課長 それでは高知県いじめ防止基本方針の改定案について御説明をいたします。報告事項の人権教育課と書いてございますインデックスのほうをお開きください。

基本方針にかかる資料といたしまして、お手元のほうに改定案の概要をまとめた資料1と、資料2といたしまして改定案、さらに資料3の国のガイドラインの三つをお配りしております。本日は資料1のほうで説明をさせていただきたいと思っております。

まず、これまでの経緯と見直しの方向性についてでございます。1、これまでの経緯のところをごらんいただきたいと思えます。いじめ防止対策推進法に基づきまして、平成25年10月に、国のいじめ防止等のための基本方針、いわゆる、いじめ防止基本方針が策定をされました。この法では、施行後3年を目途として、法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ必要があると認められるときは、必要な措置を講ぜられるものとしてされております。

これを受けまして、国がことし3月に、いじめ防止基本方針を改定するということになりました。それに加えまして、資料3としてお配りをしております、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン、これもあわせて策定をされました。それに伴いまして、本県でもいじめ防止基本方針を改定することとしております。

2の見直しの方向性にお示しをしているように、改定の方向性といたしましては、国の基本方針を参酌するとともに、これまでの本県のいじめ防止対策の検証と総括を踏まえた内容を加味したものとしております。

改訂の主なポイントについて説明をさせていただきます。現行の基本方針をもとに、新

たに加えた内容を、目次に従って右側の改定の概要に示しております。

なお、資料の1ページと2ページには、下線を引いた部分が何カ所かございます。この1ページの下線部は、高知県の現状等を踏まえた改定部分を示しております。2ページの下線部の部分につきましては、高知県いじめ問題対策連絡協議会等で協議をしてきた、県のいじめ防止対策の重点内容、これを示したものになっております。つまり下線部の部分につきましては、本県独自の考えや、あるいは取り組みについて示したものであるということになっております。

では、少し内容を簡単に説明させていただきたいと思っております。1ページ目は飛ばさせていただきます。2ページ目をごらんください。いじめ防止等のための県が設置する組織や、県が実施する施策を示しております。県が実施する施策につきましては、特に下線部分から抜粋して主要箇所を説明させていただきます。

(1) 学校が主体となって進める取組への支援、①いじめの防止のイの中に、児童生徒の主体的な活動の推進というのを挙げております。本県では、平成26年度にいじめ防止子供サミットを開催いたしまして、毎年少しずつ形を変えながら、いじめ、あるいはネットの問題、そういったものの解決に向けて、学校代表の児童生徒による協議を実施してまいりました。今年度は今月29日に、「高知家」児童会・生徒会サミットを開催することとしておりまして、児童生徒が主体となった取り組みを一層進めていくことを予定しております。このような取り組みを通しまして、いじめを生じさせない、いじめを許さない学校づくりということを推進していきたいと考えております。

次に②いじめの早期発見のイの相談支援体制の整備・充実では、心の教育センターのワンストップ&トータルな相談支援体制と、それからスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充によります、組織的な校内支援体制の充実ということに記載しております。

次に、3ページをごらんください。3ページの(2)学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の①組織の役割では、いじめの未然防止、早期発見・事案対処、基本方針に基づく取組の、それぞれについて役割を列挙しております。具体的には年間計画の作成、実行、検証、修正や、計画的な校内研修の実施、また、学校いじめ防止基本方針が機能しているかについての点検や見直しなど、PDCAサイクルに基づく計画的な、あるいは組織的な取り組みの重要性ということを示しております。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置の①のいじめの防止の中には、特に配慮が必要な児童生徒への適切かつ組織的な支援。③いじめに対する措置では、いじめの解消とは、いじめに係る行為が、ここには書いてございませんけれども、3カ月以上やんでいること、そして被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと、こういったことを要件として満たしている必要があるということも、新たに書き加えております。さらには、先

ほど説明しましたけれども、重大事態への対処ということで、今回資料3にお示しをしているようなガイドラインというものにのっとりまして、適切に対処していくということが加えられております。

簡単ですが、以上で基本方針の改定案の概要の説明をさせていただきました。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

（なし）

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

以上で、教育委員会を終わります。

お諮りいたします。

以上をもって、本日の委員会は終了とし、この後の審査についてはあした行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（異議なし）

◎坂本（孝）委員長 それでは、以後の日程については、あすの午前10時から行いますので、よろしく申し上げます。

本日の委員会はこれで閉会します。

（17時5分閉会）